

第四章 議会の招集と議事概要

第一節 議会の招集

平成十一年四月から平成二十三年三月まで三期十二年間に、定期会四十八回、臨時会八回が招集された。

期間中に、第七三代から第八四代までの議長十二人と、副議長

十二人が選ばれている。

この間、群馬県知事は、小寺弘之氏が平成十九年七月まで務め、以降平成二十三年二月定例会までは大澤正明氏が務めた。

年次	区分	平成十一年		平成十二年		平成十三年	
		会期	の別	定数	議長	副議長	知事
		前任期四・二九まで					
		五・一九	臨時会	五七	田島雄一	高木政夫	小寺弘之
		六・一	定例会		大林喬任	金田賢司	小寺弘之
		八・一	臨時会				
		九・二八	定例会				
		一・二	定例会				
		二・二	定例会				
		三・一	定例会				
		五・二六	定例会	五七	菅野義章	矢口昇	小寺弘之
		九・二〇	定例会				
		一〇・一	定例会				
		一・二	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二五	定例会				
		六・一	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				
		三・二	定例会				
		五・二	定例会				
		九・二	定例会				
		一〇・一	定例会				
		二・二	定例会				

	平成十八年	平成十七年	平成十六年	平成十五年	平成十四年	
五・二二〇 二・一六〇 五・二二四	一・二・四〇 九・一九〇 五・二六〇 二・一七〇	一・二・五〇 九・二六〇 五・二七〇 二・一七〇	一・二・三〇 九・二二〇 五・二七〇 二・一九〇	一・一・二六〇 九・一六〇 八・一二〇 六・三〇 五・二〇〇 二・一九〇	一・二・二〇 九・一九〇 五・二九〇 二・二一〇	一・二・三〇 三・二一九
臨時会	定例会	定例会	定例会	臨時会 定例会	定例会	定例会
五〇	五六	五六	五六	五六	五七	
中沢丈一	大澤正明	中村紀雄	矢口昇	矢口昇 高木政夫	岩井賢太郎	
五十嵐清隆	関根窓男	中沢丈一	原富夫	秋山一男	時吉敏郎	
小寺弘之	小寺弘之	小寺弘之	小寺弘之	小寺弘之	小寺弘之	

平成二十三年	平成二十二年	平成二十一年	平成二十年	平成十九年
二・一六〇	二・一九〇 五・二七〇 八・二六〇 九・二一〇 一・二九〇	二・一七八 五・二六〇 七・六〇〇 九・一八〇 一・二六〇	二・一九〇 五・二七〇 九・一八〇 一・二九〇	二・一九〇 八・九〇〇 九・一九〇 一・三〇〇
定例会	定例会 臨時会 定例会 定例会	定例会 臨時会 定例会 定例会	定例会 定例会 定例会	定例会 臨時会 定例会
五〇	五〇	五〇	五〇	
関根園男	関根園男	原富夫	越塚誠	
松本耕司	松本耕司	金田克次	小野里光敏	
大澤正明	大澤正明	大澤正明	大澤正明	大澤正明

第二節 議事概要

第一項 平成十一年五月臨時会

平成十一年五月臨時会概括表

月 日	諸般の報告・紹介	選 挙 ・ 指 名	上 程 議 案	質 疑 ・ 一 般 質 問 ・ 討 論	状 況
5 月 1 9 日	臨時議長の紹介 新任者の紹介 議長就任の挨拶 副議長就任の挨拶 議案の送付書朗読	会議録署名議員の 指名 議長の選挙 副議長の選挙	第七四号議案く第 七五号議案		議長報告・議決・その他 議席の指定 会期の決定 知事の提案説明 第七四号議案く第七五号議案、 原案に同意 休会の議決
5 月 2 1 日	選挙の依頼通知書朗読 議長就任に伴う委員辞任 報告 正副委員長互選結果報告	常任委員会委員及 び議会運営委員会 委員の選任 特別委員会委員の 選任 議会選出各種議会 議員の選挙			特別委員会の設置 特定事件の継続審査

本会議第一日（五月十九日）

◎臨時議長の紹介（関根宏一事務局長）

この臨時会は、一般選挙後最初の議会であるので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七七条の規定により年長議員が臨時議長の職務を行う旨の報告が事務局長からあり、出席議員の中で最年長の柳沢本次議員が紹介された。

◎新任者の紹介

大河原清一人事委員会委員（五月十七日付）
杉森みど里県立医療短期大学長（四月一日付）
高井健二企画部長（四月一日付）
富田敏彦農政部長（四月一日付）
山口 晋林務部長（四月一日付）

◎議席の指定

着席のとおり指定することに決定

◎会議録署名議員の指名

松本耕司、黒沢孝行、早川昌枝の各議員を指名

◎会期の決定

五月十九日から二十一日までの三日間とすることに決定

◎議長の選挙

大林喬任議員 当選

◎議長就任のあいさつ

大林喬任議長

◎副議長の選挙

金田賢司議員 当選

◎副議長就任のあいさつ

金田賢司副議長

◎諸般の報告

議案の送付書を職員が朗読

◎議案の上程

第七十四号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選

任について

第七十五号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選

任について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

臨時県議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。あわせて提出議案についてご説明申し上げます。

議員各位には、このたびの県議会議員選挙において、めでたくご当選の栄を勝ち取られましたことを心からお祝い申し上げます。今後四年間、県民の代表として郷土群馬発展のためご尽力をいただくわけでございますが、執行部に対しましても、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は県議会議員選挙後初めての議会でありますので、県政の諸課題について申し上げます。

二十一世紀まであと二年、二十一世紀を担う子供たちには、自然と親しみ、美しいものに触れ、優しさと豊かな感性を持った人間に育ってもらいたいと思っております。そういう観点から、全国植樹祭の開催やぐんま天文台の開設、多人数学級の小学校一年生を支援するさくらプランの実施など、「子供を育てるなら群馬県」と言えるような「緑の大地群馬づくり」に取り組んでまいりました。

また、近年、地方分権の必要性が叫ばれ、来年四月から国の機

関委任事務が廃止されるなど、地方分権も前進しております。これに伴って、地方公共団体が、地方の実状に応じ、みずからの権限と責任において主体的、自主的に取り組む守備範囲が拡大してまいります。県の施策や仕事が県民にわかるよう情報を公開し、県民の積極的な参加による開かれた県政、県民本意の県政を目指してまいりますと考えております。

さらに、当面の課題は県内景気の一日も早い回復であります。本県は、平成十年度当初予算から、県単独の緊急地域経済対策を推進し、景気回復に対応してまいりました。今年度も、厳しい財政状況と県内経済状況を十分踏まえた上で、景気回復と県民生活安定を第一の柱に掲げ、第二に、「未来志向」―子どもたちのための基盤づくり、第三に、福祉・保健・医療の充実と社会参加、第四に、強い群馬の経済と科学技術の振興を柱に予算編成をいたしました。

本日提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。今回の提出議案は人事案件二件であります。

第七十四号議案及び第七十五号議案は、議会の議員のうちから選任された監査委員菅野義章氏及び中村紀雄氏の任期が四月二十九日に満了となりましたので、その後任者に原富夫氏及び秋山一男氏を選任しようとするものであります。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、これらは、いずれも人事に関する案件でありますので、早急にご議決くださいますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託を省略して、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎休会の議決

五月二十日は、調整日のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月二十一日）

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会設置と同委員の選任

こども未来特別委員会、高齢・くらし特別委員会、景気対策・科学技術特別委員会、決算特別委員会を委員十三名をもって設置することに決定

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告（職員朗読）

知事からの選挙依頼通知書を職員が朗読

◎前橋工業団地造成組合議会議員の選挙

菅野義章議員、高木政夫議員、中村紀雄議員、中沢丈一議員
金子泰造議員 当選

◎高崎工業団地造成組合議会議員の選挙

松沢 睦議員、橋爪和夫議員、時吉敏郎議員、小林義康議員、
長崎博幸議員 当選

大林喬任議長から議長就任に伴い、総務企画常任委員会委員
辞任の報告

◎群馬県競馬組合議会議員の選挙

橋爪和夫議員、田島雄一議員、金田賢司議員、庭山 昌議員、
松沢 睦議員、時吉敏郎議員、小林義康議員、原 富夫議員
当選

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

◎諸般の報告

議案審査の状況 知事提出議案二件（うち可決二件）

第二項 平成十一年六月定例会

平成十一年六月定例会概括表

6月7日	6月4日	6月1日	月日	議 論		状 況
		高齡・くらし特別委員会 副委員長互選結果報告	議案の送付書朗読	諸般の報告・紹介	議案の送付書朗読	
		議会運営委員会 委員の選任	指名	選挙・指名	議会録署名議員の 指名	
第七六号議案 第八四号議案 承第二号	第七六号議案 第八四号議案 承第二号	第七六号議案 第八四号議案 承第二号	第七六号議案 第八四号議案 承第二号	上程議案	上程議案	
答弁 小寺知事 茂田警察本部長 野口総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 一般質問 小島明人 林環境生活部長 山口林務部長 砂川土木部長 答弁 小寺知事 関根教育長 林環境生活部長 山口林務部長 後藤商工労働部長	答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 高井企画部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 金子賢 答弁 小寺知事 関根教育長 林環境生活部長 山口林務部長 後藤商工労働部長	答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 野口総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 野口総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	一般質問 中沢丈一 答弁 小寺知事 関根教育長 野口総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	質疑・一般質問・討論	質疑・一般質問・討論	
議案の委員会付託 休会の議決			会期の決定 知事の提案説明 請願の委員会付託 休会の議決	委員長報告・議決・その他	委員長報告・議決・その他	

6月15日		
	追加議案の送付書朗読	
	第八五号議案 (追加) 第七六号議案 第八四号議案 承第二号 請願	
	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論	一般質問 栗原章二 答弁 小寺知事 関根教育長 野口総務部長 高井企画部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 金田克次 答弁 小寺知事 関根教育長 大平保健福祉部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長
	知事の提案説明 第八五号議案、原案に同意 委員長報告 第七六号議案、第八四号議案及び承第二号並びに各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 特定事件の継続審査 顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式	

本会議第一日（六月一日）

決定

◎諸般の報告

議案の送付書を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

金田克次、長崎博幸、庭山 昌の各議員を指名

◎会期の決定

会期は六月一日から六月十五日までの十五日間とすることに

◎議案の上程

第七十六号議案 平成十一年度群馬県一般会計補正予算（第一号）

第七十七号議案 群馬県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例

第七十八号議案 群馬県県税条例の一部を改正する条例

第七十九号議案 群馬県古物営業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例

第八十号議案 請負契約の締結について

請負契約の締結について

- 第八十一号議案 工事委託契約の締結について
- 第八十二号議案 工事委託契約の締結について
- 第八十三号議案 工事委託契約の締結について
- 第八十四号議案 不動産及び動産の取得について
- 承 第 二 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係一件、事件議案九件、合計十件であります。

予算関係であります。債務負担行為の補正を行うもので、県営農道整備工事請負契約ほか三件について、来年度に期間が及ぶ契約等を締結しようとするものであります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第七十七号議案は、群馬県介護保険審査会公益代表委員の定数を定める条例を制定しようとするものであります。

承第二号は、実施時期の関係から専決処分した五件について、ご承認をお願いするものであります。

◎請願の委員会付託

五月二十五日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月二日と三日の二日間は、議案調査のため本会議を休会と

することに決定

本会議第二日（六月四日）

◎諸般の報告

高齢・くらし特別委員会副委員長長の辞任に伴い、大澤正明議員が新たに選任されたことを報告

◎議会運営委員会委員の選任

議会運営委員会委員の岩井賢太郎議員より、六月一日付けで辞任届があり、岡田義弘議員を選任することを決定

◎一般質問（第七十六号から第八十四号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 沢 丈 一

- 1 知事の四年間の総括と県政への決意について
- 2 情報公開法と県公文書開示条例について
- 3 新県庁舎について
- 4 地域戦略プランについて
- 5 介護保険制度について
- 6 ぐんま環境パーク構想について
- 7 農政の重点施策について
- 8 県内景気の動向について

- 9 北関東自動車道と幹線道路の整備について
- 10 国民文化祭及び全国レクリエーション大会について

二 フォーラム群馬 長崎博幸

- 1 知事の改選を控えての総括と今後の決意について
- 2 地方分権について
- 3 財政状況について
- 4 県内経済の状況と景気対策について
- 5 雇用情勢と失業対策について
- 6 教育行政について
- 7 介護保険について
- 8 コンピュータ二〇〇〇年問題について
- 9 ダイオキシン対策について
- 10 県の情報化対策について
- 11 交通事故防止対策について

三 自由民主党 亀山豊文

- 1 少子化対策について
- 2 平成十年年度決算見直しについて
- 3 県内のバス路線の状況と規制緩和に対する県の対応について
- 4 各種審議会等への女性委員参画促進について
- 5 大店法見直しに伴う最近の大型店対策について
- 6 地場産業活性化ヴィジョンについて
- 7 特色ある高校づくり推進事業について

- 8 チャイルドシート義務化の背景と無料貸し出し制度の概要について

四 日本共産党県議団 金子賢

- 1 ガイドライン法に係る知事の政治姿勢について
- 2 ダム建設計画の見直しについて
- 3 福祉問題について
- 4 景気対策について
- 5 三十人学級について
- 6 桐生、菱町の産廃不法投棄・乱開発対策について

長崎博幸議員 ― (略) ―

ますます深刻化する雇用情勢と増大する失業者対策について、
 商工労働部長にお伺いいたします。

先日明らかにされた四月の完全失業率は四・八%で、過去最悪であった前月三月と同水準ながら、特に男性の失業率が初めて五%の大打に突入するなど、一層厳しさが増大しています。完全失業者数は、前月の二十六万人増に続き、さらに三万人増えて三十四万人にまで膨らみましたが、そのうち企業の倒産やリストラなどによる非自発的離職者も前月比九万人増の一・五万人となっており、自発的離職者数を逆転しました。しかも、非自発的離職者には家計を支える世帯主の割合が高いことから社会全体への影響も大きく、特に中高年齢者には再就職の道が狭いこともあって、雇用問題はより深刻化してきているものと思われまます。

一方で、大学や高校を卒業しても就職できない学卒未就職者、

いわゆる就職浪人がこの三月には三十万人と過去最多を記録するなど、世代に偏らない慢性的な高失業率の構造になりつつあり、多面的な対策が求められています。さらに、企業サイドは過剰設備、過剰雇用からの脱却が企業再生のために避けて通れない道として、今後とも人員削減の動きを強める姿勢のようであり、その点で景気回復が必ずしも雇用改善につながらないおそれもあります。このことはすなわち、労働の本格的な流動化が避けられない状況になりつつあって、転職や再就職支援が急務と言えます。基本的な雇用対策は国が担ったとしても、具体的な施策は地方の役割であって、特に労働需給のミスマッチ解消が叫ばれている中で、この点は地方がもっとも役割を果たさなければならぬ課題だと思いますが、いかがでしょうか。県内における雇用情勢と失業実態及び対策についてお聞かせ願います。

後藤 新商工労働部長（略）

雇用情勢と失業対策についてお答え申し上げます。

県内における雇用情勢であります。四月の有効求人倍率は〇・六四倍と前年と同じ水準となりました。昨年の七月、八月が〇・五九倍でございましたから、若干改善は見られるものの、これまでにない低い水準にあります。また、四月の完全失業率はご指摘のとおりでありまして、非自発的離職者が自発的離職者を上回る一方で、学卒未就職者もこれまでにない水準となっております。

完全失業率につきましては、サンプル数の関係で県単位の数字を把握することはできませんが、本県ハローワークを訪れた新規求職者について見ますと、自己都合離職者が一月以降減少に転じ

る一方で、事業主都合の離職者については増加傾向が続いています。年代的には、中高年齢者が目立つものの、最近では若年層においても増加が見られるところでもあります。また、学卒未就職者は、高校では四月末現在で六十四名、四年生大学、短大では三月末現在でそれぞれ二百八十三名、三百三十名おりました、いずれの学歴におきましても高い水準となっております。

このような状況の中で、県といたしましては、政府の雇用活性化総合プランを積極的に推進するとともに、引き続きハローワークに求人開拓推進員を配置いたしましたして、求人確保を図るとともに、ベンチャー支援など雇用の創出対策や能力開発対策に力を注いでいるところであります。また、各種面接会も実施をしております。さらに、五月には、経済四団体に対し求人年齢要件の引き上げ及び未就職卒業者の雇用促進をお願いしたところであります。

また、中高年齢者の対策といたしましては、五月十日に緊急地域就職促進プロジェクトを発足させまして、離職を余技なくされた者に対し、各種ガイダンス、職場体験講習などを行いますとともに、緊急中高年再就職促進事業といたしまして民間訓練施設等を活用した委託訓練を実施するなど、議員御指摘のミスマッチの解消、早期再就職の促進を図っているところであります。学卒の未就職対策といたしましては、一月から専門の相談員を配置し、就職促進に努めてきたところであります。五月からは、ぐんま就職サポートプラザに未就職卒業生相談コーナーを設けて、専門の相談員を配置したところであります。

現在、規制緩和等を通じて経済構造改革が進められております。

これは産業競争力の向上のために必要なことであります。しかし、こうした動きは痛みも伴います。すなわち、新しい産業にはプラスに働きますが、保護されてきた産業にはマイナスに働く面もございいます。また、雇用の流動化を促進し、構造的要因による失業を増やす側面もございいます。産業競争力の向上と雇用環境の改善の両立を図っていくことは難しい課題ではございますが、それだけにこれまでも増して離職者の再就職や失業なき労働移動を強力に支援していく必要があると考えております。

本会議第三日（六月七日）

◎一般質問（第七十六号から第八十四号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 萩原康二

- 1 地方分権一括法について
- 2 最近の雇用失業情勢とその対策について
- 3 本県における今後の公衆衛生への取り組みについて
- 4 子どもの虐待の実態とその対策について
- 5 「地域安全連絡網」の構築について
- 6 産業廃棄物の不法投棄の実態と警察の取締りについて
- 7 一般ゴミの分別対策とリサイクルに関する現在の県の対応と今後望まれる処理方法について
- 8 交通事故発生率減少対策の取り組みについて

三 自由民主党 栗原章二

- 1 県庁前ひろば構想と夏祭りについて
- 2 県債について
- 3 本県における情報化推進の基本的な考え方について
- 4 国際森林会議について
- 5 企業の立地動向と今後の企業誘致活動について
- 6 景観保全型屋外広告物モデル地区指定について
- 7 教育行政について
- 8 地元問題について

9 県立森林公園「二十一世紀の森」の今後の整備と利用計画について

10 排水性舗装による補修について

二 公明党 小島明人

1 二十一世紀ブランドビジョンについて

2 政策評価制度の導入・充実策について

3 介護保険制度のあり方について

4 男女共同参画社会構築へ向けた取り組みについて

5 病院の医療事故問題について

6 電磁波被爆問題について

7 地域振興券の使用状況について

8 チャイルドシートの普及拡大策について

四 自由民主党 金 田 克 次

- 1 福祉新時代の幕開けと県の対応について
- 2 ぐんまの新しい医療政策の在り方について
- 3 ぐんま緑と大地の学校について
- 4 都市近郊農業としての野菜生産の振興について
- 5 里山・平地林クリーン大作戦について
- 6 ベンチャー企業の子育てについて
- 7 新県立美術館建設について
- 8 地元問題について

荻原康二議員―(略)―

子供の虐待問題についてお尋ねいたします。

最近の新聞に目立って多く見られる記事に子供の虐待事件があります。全国の児童相談で扱った子供虐待に関する相談件数を調べてみますと、平成三年には一一七一件であったものが、平成九年には五三二件と約五倍近くに増加している事実があると、本県においても同じように平成三年の一一件が平成九年には一〇二件と十倍近くになっております。こうした事態を受けて、本県においては平成九年度から群馬県子ども虐待防止ネットワーク推進協議会が設置され、防止運動が展開されてまいりました。協議会設置前の平成八年に三十五件であったものが平成九年に一〇二件と増加しておりますが、これは言いかえれば、それまで潜伏していたものが運動によって顕在化してきたとも言えるのではないかと思われるのであります。また、しつけと虐待とは次元の異なる行為であると考えられます。しかし、本来、親によって、

保護、育成されるべき子供たちが、逆に被害者となって身体的、精神的に大きな傷を負い、あるいは命まで奪われてしまうような実態があるわけであります。そこに至る様々な事情が背景にあるでしょうし、虐待の態様もさまざまあるうかと思えます。しかし、子供たちが健全な環境の中で健全に成長することは、自分の子供であれ、他人の子供であれ、私たちが社会全体として考えていかなければならない問題であります。

一昨年、ネットワーク推進協議会が設置されたことにより、これまで余り表に現れてこなかった実態が徐々にでも見えてきて、社会問題化してきたことは大きな成果であろうかと思うのであります。ともすれば家庭の中での問題として、外からは非常に見えにくく、また問題化しにくい事柄ではありますが、一方的な被害者であり、また弱者である子供たちを社会全体の中で救済する手立てを今後さらに強化していく必要があると思われるのであります。

そこで、保健福祉部長にお伺いいたしますが、子供の虐待に関する背景と実態を県としてどのように把握しているのか、また、今後の対策をどのように考えているのか、お答えいただきたいと思えます。

大平良治保健福祉部長―(略)―

子供の虐待の実態とその対応についてお答えいたします。本県の子供虐待の実態を見ますと、児童相談所で取り扱った件数といたしまして、平成八年度の三十五件に対し、平成九年度が一〇二件、平成十年度が一〇七件と急増しているところであります。

その背景は、自分が子供の頃に虐待された親が自分の子供にも虐待する世代連鎖や、望まない妊娠や出産、夫婦の不和及び孤立した家族など、核家族化、都市化等の進展の中で、親の育児に関する経験不足から不安、ストレスが高まり、それに経済的な問題も絡んで子供の虐待が起こってくるのがうかがえます。県としては、虐待を受けている子供たちの生命と人権を守り、子供及びその家族への支援を目的といたしまして、子ども虐待ネットワーク推進協議会を平成九年五月に設置いたしました。この協議会においては、幅広い関係行政機関をメンバーとして、研究・検討を行い、その成果として「虐待防止の手引き」を作成いたしました。

これら子供を扱う関係機関に配付するとともに、地域ごとに一般県民や児童委員、施設職員に対する子供虐待防止の研修や啓発を事業を重ねて行ってきたところでもあります。今年度はさらに効果的な緊急対応ができる地域システムを作るため、一つとして、保健福祉事務所の所管ごとに地域子ども虐待防止ネットワーク推進協議会を設置いたします。二つとして、啓発事業をさらにわかりやすいように工夫いたします。三つとして、一般県民講座を開催してまいります。四つといたしまして、子ども相談機能の一層の強化を図ります。五つといたしまして、子ども家庭一〇番のフリーダイヤル化などの事業を進めていくことにしております。この子ども虐待防止ネットワーク推進協議会の活動を中心に行いまして、より地域に密着した啓発活動や予防活動を展開し、早期発見と早期対応を推進し、子供虐待防止に積極的に取り組み、「子どもを育てるなら群馬県」の実現に向かって一層の努力をしてまいる考えであります。

荻原康二議員

ただいまそれぞれに御答弁いただきました。大体私がお尋ねしたいことについての答弁を十分いただけたというふうに思っております。しかしながら、そこにおいて、一、二要望を申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、保健福祉部長にお尋ねいたしました子供の虐待問題でございます。

その背景としていろいろ時代的なものであるとか、あるいは家庭環境の問題であるとか、さまざまな点があるのではないかというふうに思われますけれども、まず一番の問題点というのは、やはりそれが密室の中で行われるように、なかなか表に出てこないというその実態が非常に問題のポイントではないかというふうに私自身理解しております。そのため県の方としてもいろいろ手を尽くしていただきました。そのための県の方としていたわけでございますけれども、今後とも何とかそれがあぶり出されて、一日も早くそれによって強化していただきましてこの体制づくりというものを今後さらに強化していただきましてこの問題に対処していただきたい、そのように要望してまいりたいと思えます。

金田克次議員 ― (略) ―

次に、ベンチャー企業の育成等について商工労働部長にお尋ねをいたします。

本県経済の最重要課題は、短期的には低迷を続ける景気の克服で

あり、中長期的には産業構造の転換問題であると考えております。産業構造の転換問題につきましては、従来のパターンとしては、既存産業の成熟化に伴い新しい産業が起こり、この産業が成長することによりその転換が行われてきたところでございます。ところが、現在は、開業と廃業率との比率が依然として改善されないなど、必ずしも期待どおりのものとなっていないのが現状でございます。

産業構造の転換に当たり重要な点は、ベンチャー企業の育成、つまり、新産業の創造や新分野への進出等であります。そしてこれらを可能にするものは、何といたしても技術力であります。そのためには技術力の高度化、商品開発力の強化、さらには産・学・官の連携などが必要不可欠でございます。幸い、本県には、輸送機器や電気機器等の加工組み立てで培われた基盤技術、つまり、金型、プレス、鋳造、鍛造、切削、研磨技術など他県に誇り得る基盤技術の集積があり、新技術・新産業を育て上げる苗床が整っていると言えます。これまでも県当局におかれましては、国に先駆けた施策の実施、また、新規施策への機動的な反応等、極めて積極的な対応をされているところでありますが、今後も官民を挙げてなお一層の取り組みを行う必要があると考えているところであります。

そこで、県では、今後ベンチャー企業の育成、換言すれば新産業の創造、新分野への進出についていかなる取り組みをしていかれようとしていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

次に、新県立美術館の建設について、教育長にお尋ねをいたします。

館林市にあります多々良沼の周辺地域は、平地林や自然の湖沼など自然環境に恵まれてた風光明媚な地域であり、現在、こうした自然環境を生かし、県内初の自然保全型都市公園として県立多々良沼公園の整備が進められているところであります。この、多々良沼整備の一翼を担う施設として当地に建設される新県立美術館は、文化的な面はもとより、観光面でも大きな意義を持つものと考えています。

そこで、この新県立美術館について何点かお伺いをいたします。まず第一点目は、群馬の森にある県立美術館とどのような関係になるのでしょうか。

次に、現在までの作品の収集状況はどのようなになっているのでしょうか。また、今後の収集方針はどのようなものになるのでしょうか、お伺いをいたします。――(略)――

後藤 新商工労働部長――(略)――

ベンチャー企業の育成等についてお答えを申し上げます。

本県のベンチャー企業は、既存の企業が経済構造の変化に敏感に反応し、その蓄積した基礎技術を活かして新技術・新製品の開発に取り組むケースが多く、いわゆる中小創造法や集積活性化法を活用いたしました活発な動きが見られるところであります。

御質問のベンチャー企業の育成策についてであります。まず、新商品の開発、新分野への進出に伴うリスク負担を軽減し、ベンチャー企業の果敢なチャレンジ精神を支援するため、今年度も引き続きR&Dサポート事業を実施していくこととしております。

本事業は、新商品の開発当たりの四つのステージ、すなわち企

画、試作、事業化、販路開拓といった各ステージにおいて財政支援を行うとともに、各ステージで生じる問題を県も一緒になって解決するなど、きめ細かな対応を図っている事業であります。この事業は、他県に先駆け、平成六年度から大型補助制度として実施してきておりますが、その累積支援額は一三億円にも及んでおり、今年度の予算規模も県単独事業として全国第二位となるなど全国にも誇れる制度と自負しております。

このほか、ベンチャー企業に対し間接投資を行うベンチャー財団の活用やベンチャー企業支援機関の有機的連係化――これは「輝けベンチャー支援ネットワークぐんま」と銘打っておりますが、こうした事業に取り組むほか、ベンチャーリース事業の創設や起業促進インキュベーター事業、これは、ベンチャー企業の初期投資を軽減化し、良好な環境下で研究開発に専念できるように、太田にあります群馬産業高度化センターの貸し研究室を一定の条件のもとで無償化する事業であります。こうした事業にも取り組んでいきたいと考えております。

また、これまで公設試験場としてのコンセプトを転換し、実用化を前提とする研究開発等を行うため、群馬産業技術センターの整備にも取り組み、その運営については、自己評価を行う評議会の設置、客員研究員の招聘を含む外部人材の登用等、これまでにない思いきった形態を全国に先駆けて取り入れていきたいと考えております。

さらに、産・学・官の連携につきましては、平成九年度から、全国に先駆け、炭素繊維を活用した水環境整備技術の開発を行う地域コンソーシアム研究開発事業に取り組み、全国から注目を集

めているところであります。今年度は、その実用化に向けた取り組みを展開していくこととしております。また、新たに産学官連携推進会議を設置し、総合的な支援体制を築いていく考えであります。

関根正喜教育長――（略）――

まず、県立美術館との関係についてであります。緊密な連携のもとに近代美術館の収蔵作品を新県立美術館の収蔵作品と合わせて展示するほか、人事交流も積極的に進めまして、県立美術館として両方の美術館が一体的に運営を図っていききたい、そのように考えております。

次に、作品の収集状況であります。平成十年度末現在、フランスワ・ポンポンの作品を一〇五点、ピカソ、ミロの版画作品や国内外の彫刻作品など二十六作家の作品三〇〇点を累計金額約六億二千万円で既に購入し、寄贈された作品一四五点と合わせて五五〇点を収蔵しております。今後は、今までに収蔵した作品や近代美術館の収蔵品（約一六〇〇点）との関連におきまして、必要な作品があれば収集したいと考えています。――（略）――

◎議案の委員会付託

第七十六号議案から第八十四号議案及び承第二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月八日から十一日及び一四日の五日間は委員会審査及び議

案調査のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（六月十五日）

◎ 諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎ 追加議案の上程

議第八十五号議案 公安委員会委員の選任について

◎ 提案説明

○ 小寺弘之知事

現委員の任期満了に伴い、その後任者として牛久保智昭氏を選任しようとするものであります。

◎ 委員会付託を省略し、採決

第八十五号議案は原案に同意することに決定

◎ 第七十六号から第八十四号議案までの各議案及び承第二号を議題とした委員長報告

中沢丈一保健福祉常任委員長、石原 条環境土木常任委員長、南波和憲農林常任委員長、腰塚 誠産業経済常任委員長、小林義康文教治安常任委員長、金子泰造総務企画常任委員長、菅野義章こども未来特別委員長、青木秋夫高齢・くらし特別委員長、時吉敏郎景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員

会における審査の経過及び結果について報告があった。

○ 石原 条環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部関係であります。ダイオキシン対策が法制化されたときの本県の対応や水質汚濁防止法で規制されている有害物質の不適合状況について質疑されるとともに、化学物質環境安全指針の対象事業者数や指針の遵守方策等について質疑が交わされました。次にごみ処理施設適正化計画について、実現に向けての市町村指導方策が質疑されるとともに、早期実現に向けての要望がありました。

続いて、土木部関係であります。道路建設関係では、北関東自動車道におけるパーキングエリアの設置位置や側道、アクセス道の整備状況が質疑されるとともに、東毛広幹道の進捗状況が質疑されました。

景気対策関連では、公共事業が景気対策に占める役割の大きさを評価するとともに、住宅の着工件数や下期にかけての事業執行方針等が質疑されました。また、県内中小企業者の受注状況や經常JV甲乙型の受注状況、さらにはコスト縮減計画の中間報告について質疑されました。

新県庁舎関係では、そのスケジュール、県民に親しまれる庁舎とするための付加価値、また、完成後の建設事務局のあり方や周辺整備について質疑がありました。

○ 小林義康文教治安常任委員長（概要）

最初に、教育委員会関係であります。学校週五日制の完全実

施に向けて限られた授業時間で学力の向上をもあわせて行う指導方針について議論されたのははじめ、一クラスの定数の問題や小学一年生を対象としたさくらプランを中学一年生にも拡大するよう要望がありました。

次に、高校入試制度に英会話のテストを取り入れる必要性や通学区の規制緩和、定時制高校のあり方などが質されたほか、特殊学校関係では、養護学校の設置基準や設置の現状について議論されました。

また、地方分権による教育改革の効果を高めるために市町村の教育委員会と連携を密にしていく必要性が質疑されたほか、新ぐんま教育ビジョンが策定されたことに伴い、よりよい教育実現のために教育現場の意見も取り入れ、生かしていったほしい旨の要望がありました。

続いて警察本部関係であります。地域での青少年を取り巻く環境浄化活動等の解決については、ボランティア活動など民間協力者と警察官が連携して対応することによって、よい結果が得られる点に触れ、警察官の意識改革への取組状況や民間との協力的体制について議論されました。

また、コンビニ等の深夜営業店をねらった強盗事件の発生状況や覚せい剤が主婦や若い世代にまで蔓延している現状と薬物乱用者の状況等が質されたほか、本県におけるオウム真理教の活動拠点の有無や在家信者が不動産を購入している事実の有無等について質疑されました。

○金子泰造総務企画常任委員長（概要）

最初に、企画部関係ですが、グリーンプランの進捗状況と次期総合計画策定の方針が論議されたのははじめ、交通対策関連として市町村乗り合いバスの敬老割引における補助制度と市町村の枠を超えた路線の広域化、上信バスの廃止に伴う県の対応策、さらには公共交通の総合的な対策が論議されました。

情報政策関連として、県の個人情報保護条例制定の時期とその準備状況及びコンピュータ西暦二〇〇〇年問題に係る県の取り組みと市町村への指導・支援の状況、さらには、県民等に対する情報システムの有効活用等について意見が交わされました。

次に、総務部関係では、財政問題に関連して、平成十年度末の県債残高に対する交付税の措置率、県財政の硬直化に伴うPFI制度の土木工事への導入の検討について県の考え方が質されました。

さらに、防衛関連として、相馬原十二師団へのヘリの旅団化に係る防衛施設庁と地元との話し合いの状況、それに関連した飛行場予定地の埋蔵文化財の調査に伴う国からの説明や連絡の有無、横手山に予定されている防衛統合デジタル通信網に係る地元の諸問題について県の対応が質疑されました。

また、行財政改革に関連して、行政事務所及び保健福祉事務所の設置に伴う県民に対する周知徹底や県民の反応、藪塚本町に係る管轄区域の整合化と県の今後の方針、地方分権推進一括法案に關し、財源再配分の問題や国の関与強化等についての県の認識、さらに、情報公開に関する県の考え方が論議されました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び請願は、いずれも委員長報告のとおり可決、承認及び決定

角田 登議員（藍綬褒章受章者）
・知事感謝状贈程

小寺弘之知事

角田 登議員（藍綬褒章受賞者）

・祝辞

田島雄一議員

・謝辞

角田 登議員

◎特定事件の継続審査

配布一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

◎顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞

大林喬任議長

二 請願の審査状況

知事提出議案十一件（うち可決十一件）

・群馬県議会顕彰状授与

大林喬任議長

請願十件（うち採択一件、不採択三件、継続審査六件）

第三項 平成十一年八月臨時会

平成十一年八月臨時会概括表

日	月	日	諸般の報告・紹介	選挙・指名	上程議案	質疑・一般質問・討論	状況
8	月	11	知事就任の挨拶 議案送付書朗読 新任者の紹介	会議録署名議員の 指名	第八六号議案		委員長報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 第八六号議案、可決

本会議第一日（八月十一日）

◎知事就任あいさつ（概要）

○小寺弘之知事

知事の小寺弘之でございます。

私は、去る七月四日に行われました群馬県知事選挙において、県民の皆様の御支援をいただき、三たび知事に就任いたしました。誠に身に余る光栄であり、感謝に堪えません。また、同時に、群馬県政を新しい世紀に引き継ぐ大事な時期に私に託された県民の皆様への期待に思いをいたすとき、改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

皆様からいただいた信託をしっかりと受けとめ、次の五十年、百年先を考えながら県政運営のかじ取りをしてまいりたいと存じます。県議会を初め多くの県民の方々の御意見を伺い、二百万県民とともに郷土群馬づくりに邁進してまいります。

私は、二百万県民とともに、群馬県は元気だぞと言われるような日本一の県にしたいと考えております。子供も高齢者も、障害者も健常者も、女性も男性も、県民みんなが元気な群馬県をつくりたい。そのためにはすべてにおいて元気でなければならぬと考えております。

第一に、経済が元気でなければなりません。群馬県もここ数年中小企業対策や金融対策、あるいは県単独による生活密着型公共投資など、景気対策を柱として積極型の予算編成を行ってまいりました。今後は、特にパートタイマーも含めたきめ細かい雇用対策、さらに、将来的には科学技術の振興を図り、ベンチャービジネスを育てるなどにより、群馬県の経済力を強いものにしていく必要があります。

次に、県民の暮らしが元気で安心して暮らせる社会でなければなりません。そのためには福祉と保健・医療をより一層充実させたいと思います。また、バスや鉄道など県民の足を守るとともに、

食品の安全性を確保するほか、環境政策にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、次代を担う子供が元気でなければなりません。「子どもを育てるなら群馬県」と言われるような「緑の大地」づくりを引き続き取り組んでまいります。まず、保育料軽減や乳幼児医療費の無料化、さくらプランなどをはじめとした各種子育て施策を一層充実していきたいと思っております。

さて、一方、九月には新しい県庁舎へ移り、新しい環境のもとで新しい県政がスタートいたします。私は、先日の職員に対するあいさつの中でも、まず第一に職員の意識改革を促しました。職員一人一人が新県庁舎にふさわしい時代感覚とコスト意識を身につけ、二百万県民に奉仕する精神を持って県政運営に携わってまいります。そして、県の施策や仕事の内容が県民にわかるよう情報を公開し、県民の積極的な参加による開かれた県政、県民本位の県政を目指してまいります。

そして県政に臨むに当たっての所信の一端を申し上げますが、県政は総合行政でございます。これらの政策は相互に関連して遂行すべきものであると考えております。

今後とも皆様方とともに二百万県民のため、私を先頭に全職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。

◎諸般の報告

議案の送付書を職員が朗読

◎新任者の紹介

牛久保智昭公安委員会委員（七月一日付）

◎会議録署名議員の指名

須藤昭男、真下誠治、山本 龍の各議員を指名

◎会期の決定

八月十一日の一日間とすることに決定

◎議案の上程

第八十六号議案

群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

◎提案説明

○小寺弘之知事

第八十六号議案は、修学奨励金の貸与金額を改定しようとするものであります。何とぞ慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◎委員会付託を省略して、採決

本議案は原案のとおり可決

会議結果

議案審査の状況

知事提出議案一件（うち可決一件）

第四項 平成十一年九月定例会

平成十一年九月定例会概括表

10月1日	9月28日	月日			
人事委員会の意見書の配付	議案提出書朗読 新任者の紹介 業会計決算の送付書朗読 議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書朗読 環境白書の配付 告書第四号の配付 願の処理経過及び結果報告書第四号の配付	諸般の報告・紹介	開会に先立ち群馬交響楽団による演奏 委員派遣要求承認の報告 平成一〇年五月定例会から平成十一年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第四号の配付	選挙・指名	会議録署名議員の指名
第八七号議案 第一一七号議案 平成一〇年度群馬県公営企業会計決算認定の件	第一一九号議案 平成一〇年度群馬県公営企業会計決算認定の件 議第四号議案、議第五号議案	上程議案	第八七号議案 第一一九号議案 平成一〇年度群馬県公営企業会計決算認定の件 議第四号議案、議第五号議案	質疑・一般質問の討論	委員報告・議決・その他
答弁 小寺知事 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 宇津野洋一 富田農政部長 砂川土木部長 部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 一般質問 五十嵐清隆 藤商工労働部長 長 林環境生活部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 答弁 小寺知事 茂田警察本部長 関根総務部長 一般質問 山下勝 答弁 小寺知事 茂田警察本部長 関根総務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 答弁 小寺知事 茂田警察本部長 関根総務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	大澤正明 茂田警察本部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 山下勝 茂田警察本部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 茂田警察本部長 関根教育長 茂田警察本部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 砂川土木部長 宇津野洋一 砂川土木部長 大平保健福祉部長	審議	議席の指定 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第一一八号議案、第一一九号議案、原案に同意 議第四号議案及び議第五号議案、可決 請願の委員会付託 休会の議決	委員報告・議決・その他	委員報告・議決・その他

	10月6日	10月5日	
人事委員会勧告の配付 意見書の処理結果朗読 新任者の紹介			
第八七号議案 第一一七号議案	第八七号議案、 第一二〇号議案、 第一二一号議案 (追加) 第八七号議案 第一一七号議案 平成一〇年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件	第八七号議案 第一一七号議案 平成一〇年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件	部長 一般質問 腰塚 誠 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 関根総務部長 高井企画部長 大 平保健福祉部長 林環境生活部長 富田 農政部長 後藤商工労働部長 一般質問 庭山 昌 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 一般質問 木暮繁俊 答弁 小寺知事 高井企画部長 林環境生 活部長 富田農政部長 砂川土木部長 一般質問 小野里光敏 答弁 高井企画部長 富田農政部長 後藤 商工労働部長 砂川土木部長
委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論	委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論	委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論	部長 一般質問 腰塚 誠 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 関根総務部長 高井企画部長 大 平保健福祉部長 林環境生活部長 富田 農政部長 後藤商工労働部長 一般質問 庭山 昌 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 一般質問 木暮繁俊 答弁 小寺知事 高井企画部長 林環境生 活部長 富田農政部長 砂川土木部長 一般質問 小野里光敏 答弁 高井企画部長 富田農政部長 後藤 商工労働部長 砂川土木部長
委員長報告 第八七号議案、第一一七号議 案、第一二〇号議案及び各請願	知事の提案説明 第一二一号議案、原案のとおり 同意 議案の委員会付託 休会の議決	知事の提案説明 第一二一号議案、原案のとおり 同意 議案の委員会付託 休会の議決	

10月19日

追加議案の送付書朗読

第一二〇号議案 請願 議第六号議案、議 第八号議案 平成一〇年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件（追 加）
--

はいずれも委員長報告のとおり 可決及び決定 議第六号議案、議第八号議案、 可決 知事の提案説明 決算認定の特別委員会付託 特定事件の継続審査
--

本会議第一日（九月二十八日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

平成十年五月定例会から平成十一年二月定例会までの間に採
択された請願の処理経過及び結果報告書第四号の配付

知事から議長あてに提出された平成十一年版環境白書の配付
議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書を職員が朗読

◎新任者の紹介

野口尚士企業管理者（九月二十一日付）

関根宏一総務部長（九月二十一日付）

◎議席の指定

着席のとおり指定することに決定

◎会議録署名議員の指名

長谷川嘉一、木暮繁俊、塚越紀一の各議員を指名

◎会期の決定

会期は九月二十八日から十月十九日までの二十二日間とする
ことに決定

◎議案の上程

第八十七号議案 平成十一年度群馬県一般会計補正予算（第二
号）

第八十八号議案 平成十一年度群馬県有模範林施設費特別会計
補正予算（第一号）

第八十九号議案 平成十一年度群馬県中小企業近代化資金助成費
特別会計補正予算（第一号）

第九十号議案 平成十一年度群馬県用地先行取得特別会計補正
予算（第一号）

第九十一号議案 平成十一年度群馬県流域下水道事業費特別会計

	補正予算(第一号)	第百五号議案	群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例
第九十二号議案	平成十一年度群馬県病院事業会計補正予算(第一号)	第百六号議案	群馬県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
第九十三号議案	平成十一年度群馬県電気事業会計補正予算(第一号)	第百七号議案	群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第九十四号議案	平成十一年度群馬県工業用水道事業会計補正予算(第一号)	第百八号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第九十五号議案	平成十一年度群馬県水道事業会計補正予算(第一号)	第百九号議案	請負契約の締結について
第九十六号議案	平成十一年度群馬県団地造成事業会計補正予算(第一号)	第百十号議案	請負契約の締結について
第九十七号議案	平成十一年度群馬県観光施設事業会計補正予算(第一号)	第百十一号議案	請負契約の締結について
第九十八号議案	平成十一年度群馬県駐車場事業会計補正予算(第一号)	第百十二号議案	請負契約の締結について
第九十九号議案	群馬県緊急地域雇用特別基金条例	第百十三号議案	請負契約の締結について
第百号議案	群馬県立女子大学の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	第百十四号議案	請負契約の締結について
第百一号議案	群馬県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	第百十五号議案	請負契約の締結について
第百二号議案	群馬県会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第百十六号議案	不動産の取得について
第百三号議案	群馬県県税条例の一部を改正する条例	第百十七号議案	訴訟に関する費用の補助について
第百四号議案	群馬県立医療短期大学条例の一部を改正する条例	第百十八号議案	副知事の選任について
		第百十九号議案	出納長の選任について
			平成十年度群馬県公営企業会計決算の認定について

◎提案説明(概要)

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係十二件、事件議案二十一件、決算認定一件、合計三十四件であります。

補正予算の総額は、二百十億二千四百十万円、現計予算額と

合算いたしますと、八千八百五十九億一千三百六十一万円となります。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。

第九十九号議案は群馬県緊急地域雇用特別基金条例を新たに制定するものであり、第一百十六号議案は県立前橋工業高等学校校移転用地の取得について議決を求めるものであります。

このほか、平成十年度の群馬県病院事業会計ほか六会計の決算を提出いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

◎意見の聴取

第一百一号議案については群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎第一百十八号議案及び第一百十九号議案は委員会付託を省略し、採決

各議案とも原案に同意することに決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第四号議案 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例
議第五号議案 オウム真理教団への対策に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎請願の委員会付託

九月二十一日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

九月二十九日、三十日の二日間は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十月一日）

◎諸般の報告

第一百一号議案については群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第八十七号から第一百七号までの各議案及び平成十年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 大澤 正明

- 1 小寺県政三期目の基本姿勢について
- 2 平成十一年度九月補正予算について
- 3 平成十年度決算について
- 4 市町村合併について
- 5 新庁舎の管理並びに職員の勤務体制について
- 6 介護保険制度について

- 7 痴呆性高齢者等の権利擁護制度について
- 8 オウム真理教問題について
- 9 ぐんま環境パーク構想について
- 10 生活環境の保全等に関する新たな条例制定に向けての取り組みについて
- 11 緊急地域雇用特別基金事業について
- 12 パートタイマー支援対策について
- 13 地元問題について

二 フォーラム群馬 山下 勝

- 1 知事の基本姿勢について
- 2 県税状況について
- 3 雇用対策について
- 4 群馬県地球温暖化対策の推進について
- 5 介護保険制度について
- 6 市町村の乗り合いバスについて
- 7 新規就農者の動向について
- 8 オウム真理教対策について

三 自由民主党 五十嵐 清 隆

- 1 新庁舎の活用方針について
- 2 県単独公共事業の事業執行について
- 3 教育問題について
- 4 農業問題について
- 5 食品、飲料水の安全性確保対策について

- 6 事件事故の被害者支援対策について
- 7 コンピュータ二〇〇〇年対策について
- 8 地元問題について

四 日本共産党県議団 宇津野 洋 一

- 1 ミサイル持ち込み問題について
- 2 雇用・失業問題について
- 3 中小企業への緊急な支援策について
- 4 介護保険問題について
- 5 水資源計画の転換について
- 6 オウム集団への対応について

大澤正明議員―(略)―

次に、介護保険制度についてであります。

介護保険については、平成十二年四月から制度全般がスタートし、介護サービスの提供が行われることになっております。平成九年十二月に介護保険法が制定されて以来、県では市町村と一体となって制度の導入準備に全力を傾注してきたものと認識しているところであります。そして、いよいよ今日から要介護認定の申請の受け付けが開始され、介護保険はその第一歩を踏み出すことになりました。

そこで、介護保険制度が実質的にスタートするに当たり、制度導入当たっての基本的な考え方を知事にお伺いいたします。

また、次の三点について、保健福祉部長にお伺いいたします。第一は、これまでの県・市町村における準備状況であります。

国でさえいまだに一本になっていない考え方がある中で、市町村においては職員の体制不足からついていくのが大変なところもあるのではないでしょうか。市町村は体力が弱いのでどうしても県に頼るわけですが、改めてその状況をお伺いいたします。

第二は、保険者となる市町村に対する支援についてであります。今後、市町村は限られた期間内において要介護認定、事務処理システムの処理等に取り組まなければならないことになっております。したがって、住民への制度の普及・啓発とあわせて大きな負担がかかるものと考えられますが、これに対し、県の支援はどのように考えられておりますか、お伺いしたいと思います。

第三に、自立と判定された高齢者の支援策及び低所得者に対する対応であります。介護保険制度は、高齢者と家族の皆さんの最大の課題である介護の問題を解決する極めて有効な制度であります。しかし、一方では、介護保険はその対象を支援・介護を要する高齢者としているところから要介護認定により自立と判定された場合、これまでの福祉サービスが受けられなくなるのではないかと不安があるわけであり、福祉サービスを必要としながら自立と判定された高齢者に対してどのように支援していく考えなのか。また、低所得者に対する対応も重要な課題となると思います。県としてはどのように対応していくのか、お伺いいたします。いずれにしても介護保険制度については県民の皆さんは期待と不安を持っておられるわけであり、不安を解消し、期待にこたえるよう、県・市町村のなお一層の取り組みを期待しているところであります。

小寺弘之知事（略）

介護保険制度は、老後の最大の不安要因である介護の問題を社会全体で支え合う仕組みとして導入されるものでございまして、二十一世紀の超高齢社会に対応するために、国や県や市町村、そして関係団体が一体となって取り組んでいかなければならない課題であると考えております。御質問の、制度導入に当たつての基本的な考え方でございますが、介護は避けて通れない身近な問題でございまして、県民の皆さんは身近なところで必要な介護サービスを受けることを望んでいると思われまます。そのようなことから、介護保険制度は住民に最も近く、迅速・柔軟な対応が可能な市町村を主体として考えていくことが望ましいという考え方のもとに定められた制度であるというふうに理解をいたしております。制度運営に当たつては、高齢者が必要な介護サービスを自分の判断で平等に選択・利用でき、長年住み慣れた地域社会の中で可能な限り生活を継続できる環境を整備することが重要であるというふうにいわれております。このような考え方に立って、県としては、主体となる市町村と県が協力関係に立ちまして、介護サービスを公平・公正に供給するシステムとして、要介護システムの構築や介護サービスの供給体制の整備などに最大限の努力をしてきておりますが、これからもその努力を惜しむことなく続けてまいりたいと思っております。

大平良治保健福祉部長

まず、県・市町村の準備状況についてであります。本日から一斉に準備要介護認定の申請受け付けが開始されることから、市

町村にはこれに向けての万全の準備に努めてきたところでありま
す。この準備要介護認定の中心的役割を担いますのが要介護度を
判定する介護認定審査会と、それに先立つ訪問調査であります。
そのため、審査会委員及び認定調査員に対し、専門的かつ技術的
な研修を集中的に実施し、適正な調査、公平・公正な審査に必要
な知識や技術を習得していただき、適正な運営のための準備を整
えたところであります。

次に、市町村に対する指導・支援についてであります。これ
までも介護保険制度研究会の開催や要介護認定事務に対する補助
制度の創設等により支援してきたところですが、今日から
向こう半年間は要介護認定の事務が極めて集中することが予想さ
れます。従いまして、市町村支援のため、県内十一の保健福祉事
務所に合わせて二十二人の介護支援専門員資格を有する普及指導
員を配置いたします。また、要介護認定の広域実施のためのネッ
トワークシステム購入費の補助等も行うこととしております。

次に、要介護認定で自立と判定された高齢者についてでありま
すが、引き続き支援をすることが要介護状態になることを予防す
る上で非常に重要であると考えております。県としては、こうし
た高齢者が引き続き地域社会の中で生活できるよう、県単独事業
の地域保健福祉支援事業の見直しを行っており、国に対してもそ
の対策の強化を強く要請していく考えであります。

最後に、低所得者に対する対応でございますが、所得が老齢福
祉年金のみの高齢者には、基準保険料の五割の保険料にするなど
の措置が制度の中にビルトインされているところであります。

また、市町村が条例で定めることによりまして保険料の減免を

するということも措置されているところでございます。このよう
に、介護保険制度の上でも低所得者への配慮がなされております
が、今後の国における検討状況もよく把握しながら十分検討して
いきたいと考えております。―(略)―

◎休会の議決

十月四日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第三日（十月五日）

◎一般質問（第八十七号から第百十七号までの各議案及び平成
十年度群馬県企業会計決算認定の件を議題とし上程議案に対す
る質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 塚 誠

- 1 新県庁舎の管理並びに職員の勤務体制について
- 2 山村と都市との交流促進について
- 3 高度専門医療等の体制整備について
- 4 廃棄物処理対策について
- 5 「絹の染織工芸展」の開催について
- 6 県内景気の動向と雇用失業情勢について
- 7 桐一優勝を契機とした県内文化スポーツの強化策について
- 8 最近における来日外国人犯罪の現状と対策について

二 公明党 庭山 昌

- 1 地方分権一括法について
- 2 職員の意識改革等について
- 3 介護保険について
- 4 生徒指導上の課題と教師の指導力の向上策について
- 5 悪質商法等について
- 6 自殺者の増加対策について
- 7 結核の実状と予防対策について
- 8 児童虐待について
- 9 国保における被保険者の過誤納問題について

三 自由民主党 木暮 繁俊

- 1 水源地域と下流地域の交流促進について
- 2 ぐんま星空憲章制定について
- 3 集中豪雨の被害状況と復旧対策について
- 4 農政問題について
- 5 地元問題について

四 自由民主党 小野里 光敏

- 1 県内鉄道網活性化の取り組みについて
- 2 公共交通機関としてのタクシーの利便性向上について
- 3 交通安全対策の推進について
- 4 中山間地域に対する直接支払いについて
- 5 これからの観光振興の課題について
- 6 地方分権の時代における新しい労働行政の展開について

7 平成十一年八月豪雨に対する県営ダムの洪水調節について

木暮繁俊議員―(略)―

次に、ぐんま星空憲章制定についてでございます。

「我と影なかよく歩く月の里」「天の川波音もなく流れけり」これが日本の原風景だと思えます。思えば、まだ私が子供のころ、夏の夜空にかかる天の川を見上げて織姫と彦星の物語に夢をはせたものです。また、北の空の動くことない北極星を探すのに、カシオペアや北斗七星といった星座を一生懸命に見つけた思い出があります。しかし、近年、夜空に星が消え、蛍はいなくなり、日本の原風景は次第に失われてまいりました。特に、白夜を思わせるほどの光が、市街地ばかりではなく、日本国じゅうにあふれております。また、自動車の排気ガスをはじめとする大気汚染で夜空の星が見えにくくなっております。もう一度子供たちに私が昔見た星空の美しさを知ってもらいたい。そこで、高山村に建設された天文台は、子供たちに夢を与えるためのふさわしい施設と言えます。

こうした中、群馬県が美しい星空を守ろうと、全国に先駆けて制定を目指しているぐんま星空憲章の第三回制定検討委員会が平成十一年九月七日に開催され、九月三十日に憲章の原案について知事に報告がなされたと聞いています。

そこで、知事としては、この報告をどのように受け止めているのか、基本的な考えをお聞かせ願いたい。また、この憲章の目的達成には県民一人一人の理解と協力が必要だと思えます。県民に対する普及・啓発はどのように考えているのか、制定時期とあわ

せて環境生活部長にお伺いいたします。

小寺弘之知事―(略)―

ぐんま星空憲章の制定についてでございます。お尋ねの星空憲章の原案については、先日、委員長の古在先生の方からその原案をいただいたところでございます。近年、温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題や都市生活型環境問題など、新しい環境問題が顕在化しております。このような新しい環境問題は、今までの私たちの生活スタイルや社会経済システムそのものが生み出したものだとされております。

こうした中で、群馬県では、県立天文台の開設を契機に、県民の間に宇宙や星空への関心が高まってきております。私たちの心のふるさとであり、自然のシンボルでもある星空をみんなで考えてみることはよいことであろうという考え方から、ぐんま星空憲章の制定に取り組むこととしたところでございます。

制定に当たりまして、有識者で構成するぐんま星空憲章制定検討委員会をつくりまして、そこで具体的な原案作成をお願いしましたところ、活発な議論が開かれたと聞いております。そして、先ほど申し上げましたように、先月の三十日に古在委員長から原案の報告をいただいたところでございます。

その内容は、憲章の趣旨、基本理念を盛り込んだ前文と、三つの呼びかけをいたしております。すなわち、第一に「見よう、星空を」、第二に「きれいにしよう、星空を」、第三に「伝えよう、うつくしい星空を」、こういう呼びかけをしております。

この原案は、自分たちの生活をここでもう一度見直し、美しい

群馬の星空を次の世代に伝える努力をしようというものでありまして、文章も簡潔で、子供たちにも理解しやすいものでございます。いい星空憲章原案ができたなと受けとめております。この原案を尊重し、憲章を制定したいと考えております。また、この憲章の制定が契機となって、より多くの人たちに星空に関心を持っていただき、美しい星空を次の世代に伝えていけたらと期待しているところでございます。―(略)―

林 弘二環境生活部長―(略)―

ぐんま星空憲章制定についての御質問のうち、普及・啓発及び制定時期についてお答えいたします。

まず、憲章の普及・啓発についてでございますが、憲章の趣旨、基本理念を県民の皆さんに知っていただき、理解していただくために、県民向けにパンフレット等を作成、配布することとしております。特に、小中学生向けには、星空や地球環境などについて考え、興味・関心を持ってもらえるような資料を作成し、学校などで活用していただきたいと考えております。そして、星空に対する県民の皆さんの関心をいつまでも持続していただくため、粘り強く機会あるごとに普及・啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、この憲章を英語をはじめとする外国語にも翻訳し、インターネットなどを通じて、地球環境の大切さを訴える群馬県からのメッセージとして国の内外に情報発信してまいりたいと考えております。

憲章の選定は県民の日である十月二十八日を予定しているとこ

ろでございりますが、この日は、憲章制定を記念いたしましたして、県庁前広場で県民に参加していただき、憲章発布式を開催する予定であります。式典は十七時三十分開演ということで、晩秋の星空のもとで憲章の制定、星空憲章に寄せられましたメッセージの紹介、雅楽の演奏などを予定しているところであります。

なお、今後、ぐんま星空憲章や憲章に寄せられたメッセージを何らかの形で後世に伝える工夫も検討してまいりたいと考えております。―(略)―

本会議第四日（十月六日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎議案の上程

第二百十号議案 平成十一年度群馬県一般会計補正予算（第二号）
第二百一十一号議案 教育委員会委員の選任について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は、一般会計補正予算及び教育委員会委員の選任についてであります。

一般会計補正予算は、去る九月二十九日に決定されました総額五千億円の公共事業等予備費の使用に関して、群馬県に配分され

た補助公共事業について早期に執行を図るため追加提案するものであります。

追加提案額は十七億五千三百六十七万円で、当初提案額と合算いたしますと二百二十七億七千七百七十七万円となります。

教育委員会委員の選任については、大川和子氏の任期が十月十四日に満了となりますので、その後任者として原浩一郎氏を選任しようとするものであります。

◎第二百一十一号議案は委員会付託を省略し、採決

原案に同意することに決定

◎一般質問（第八十七号から第一百七号及び第二百十号の各議案並びに平成十年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

- 一 自由民主党 長谷川 嘉 一
- 1 本県の少子化対策について
- 2 平成十一年度制度融資の利用実績について
- 3 中小企業に対するISO取得支援について
- 4 小学校における英会話の推進について
- 5 高等学校における就業体験の推進について
- 6 農産物直売所等の地場流通について
- 7 少年非行について
- 8 地元問題について

二 フォーラム群馬 塚越 紀一

- 1 環境問題について
- 2 教育問題について
- 3 福祉問題について
- 4 地元問題について

三 自由民主党 山本 龍

- 1 今後の財政運営について
- 2 八ッ場ダムについて
- 3 上信自動車道について
- 4 中小企業支援について
- 5 福祉・介護における雇用創出について
- 6 八月の大雨による災害の復旧対策について
- 7 木材コンビナート構想について
- 8 公共土木施設への間伐材利用について
- 9 サイクリングロードネットワーク化について

四 自由民主党 安楽岡 一雄

- 1 新農業基本法について
- 2 地方分権について
- 3 ハイテク犯罪への取組み状況について
- 4 学校における情報教育の推進について
- 5 地域戦略プランについて
- 6 プラットフォーム構想について
- 7 パートタイマー支援対策について

8 地元問題について

塚越紀一議員―(略)―

三番目は、福祉問題でございます。

介護保険導入に当たりまして、地域社会における真に実行ある制度として介護保険を導入するために、地域社会における自助・共助・公助確立の具体的コアとして要支援者ホームの建設について提言したいというふうに思います。

要支援者ホームの概要ですが、まず、建設の単位は小学校区一つを原則といたしまして、PTAの延長上にボランティアを組織いたしました。また、小学校では各学年のレベルに応じた介護ボランティアのカリキュラム化をすることでございます。周辺環境はできる限り緑を多くし、家庭菜園、花壇などのボランティアの人たちと共同作業所を設け、結果として健康と自立を助長するものとし、入居は原則的に介護を受ける独居もしくは老人世帯を優先するというものであります。

このメリットといたしましては、入居者は、見える風景といいますか、会う人の顔が今までと変わらず、急激な変化がなくて、ほけ防止のためにも大変効果があります。

また、家庭菜園、花壇づくりを通して健康と世代間の交流を増し、ヘルパー等は離れた一戸ごとの家庭を訪問するのと異なります。効率的に介護者を訪問することができるというわけです。PTAの延長線上のボランティア組織と実践は、地域における連帯と共助を生み、本来の自治を完成させる大きなファクターとなるのではないかとこのように思っております。このこ

とについて保健福祉部長のご意見をお伺いいたします。

福祉問題の第二点は、ホームヘルパーの待遇改善についてお尋ねをいたします。

介護保険制度は在宅介護を根幹として構成されております。その中心を担うのはホームヘルパーであります。日本労働研究機構が三月に発表いたしましたヘルパーの全国調査によると、自治体や福祉団体などの正規職員は二一・五％にすぎず、嘱託等で一日六時間、週五日以上働く常勤が二六・三％、その他のヘルパーが四七・七％に上っているということでありまして、そのうち女性が九六・七％を占めているという調査結果が出ております。

国民生活センターが九七年に首都圏のヘルパーを対象に行った調査では、一カ月の収入は十万円未満が過半数を占めておりまして、二八・一％が収入が低すぎるというふうに考えております。考えてみますと、在宅介護の中核をしっかりと研修を受けた、身分の安定した、賃金の安定した常勤の正職員ヘルパーが担うべきであるというふうに思います。そうであれば、介護技術も磨くことができますし、利用者に対して十分な責任が果たせるヘルプ活動ができるというところであります。

県内でも、昨年は三千人以上のヘルパーの資格取得者があったようですが、待遇次第では、ヘルパーとして働く実労働者数が間に合うのかという心配な面がございます。この点で、ヘルパーの待遇につきまして、保健福祉部長の御所見を賜っておきたいというふうに思います。

大平良治保健福祉部長（略）

まず、要支援ホームの建設についてお答えいたします。

高齢化が一段と進行する二十一世紀の本県地域社会を考えた場合、多くの高齢者が可能な限り住みなれた家庭や地域で暮らし続けることができるようにすることが重要な課題であると考えております。そのためには、介護保険制度の円滑な導入と定着を図ると同時に、それぞれの地域の高齢者の要望と人材、施設及びノウハウなどの資源を生かしつつ高齢者を総合的に支える仕組みづくりが必要であると考えているところであります。

こうした観点に立って、県としては、これまでも公営住宅に生活援助員を派遣する高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業、デイサービスセンターに居住部門を組み合わせた本県独自の高齢者生活福祉センター運営事業、高齢者が共同生活する高齢者共同住宅支援事業等の事業を積極的に推進してきましたところであります。

一方、これからの地域福祉は、自助・共助・公助をバランスよく推進することが必要であります。特に共助が重要であると考えておりまして、現在、小学校区等お互いの顔が見える小さな地域において、地域の社会資源を活用し、住民同士が助け合い、支え合うための地域住民ふれあい活動事業やふれあいのまちづくり事業を積極的に推進し、高齢者の見守り活動や配食サービスなどを行っているところであります。

今回、提言されました要支援ホームは、小学校区単位で施設を整備し、介護を要する高齢者が共同して生活し、それを地域住民、ボランティア及び行政等が相互に連携して支え合おうとする実践的な取り組みであり、貴重な提言と受け止めております。

そこで、御提言の趣旨を踏まえ、モデル事業への取り組みも含めて、県関係部局、市町村等関係機関・団体等と研究会を組織し、既存制度の活用方策とあわせて積極的に検討してまいる考えであります。

次に、ホームヘルパーの待遇改善についてお答えいたします。ホームヘルプサービスは、御指摘のとおり、在宅サービスの基本であり、県としては現行老人保健福祉計画に基づきホームヘルパーの育成に積極的に努めてきたところであります。平成十年度末におけるサービス従事ヘルパー数は千百四十三人であり、勤務形態別に見ると常勤が四百六十六人、非常勤が六百七十七人で、常勤の割合は全体の四〇・八%となっております。この背景には、常勤ヘルパーに見合うサービス需要量の確保が現行制度のもとでは難しいこと、従来の長時間滞在型のヘルパー派遣から短時間巡回型や早朝、夜間における派遣需要の増大等、住民の側のホームヘルプニーズの多様化などがあると考えているところであります。

来年四月施行の介護保険制度のもとでは、サービス供給は従来各市町村から社会福祉協議会をはじめ農協や生協等の多様な民間事業者が担うこととなります。また、被保険者である利用者のホームヘルプサービスに対する需要も増大し、そのニーズも多様なものになると考えられるところであります。

こうした中で、サービス提供事業者は、利用者を選択される質の高いサービスを提供する必要があり、中核となるホームヘルパーについては、意欲を持って働ける常勤雇用という形が進むものと期待しているところであります。―(略)―

◎議案の委員会付託

第八十七号議案から第百十七号議案及び第百二十号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

十月七日、八日及び十五日並びに十八日は委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日(十月十九日)

◎諸般の報告

群馬県人事委員会から議長あて提出された職員の給与等に関する報告及び勧告を配付
意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

高山 昇副知事(十月十三日付)
田村紹二出納長(十月十三日付)
原浩一郎教育委員会委員(十月十五日付)

◎第八十七号から第百十七号及び第百二十号の各議案及び平成十

年度群馬県公営企業会計決算認定の件並びに各請願を議題とした委員長報告

中沢丈一保健福祉常任委員長、石原 条環境土木常任委員長、南波和憲農林常任委員長、腰塚 誠産業経済常任委員長、小林義康文教治安常任委員長、金子泰造総務企画常任委員長、菅野義章こども未来特別委員長、大澤正明高齢・くらし特別委員長、時吉敏郎景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○腰塚 誠産業経済常任委員長（概要）

最初に、商工労働部関係であります。景気対策に関連して、県内経済の現状及び今後の見通し、景気回復に必要な個人消費の拡大策をはじめ、国において昨年創設した中小企業金融安定化特別保証制度の利用実態等について議論されました。

次に、労働・雇用対策関係では、高校生及び大学生の就職内定率の状況、急増している労働相談件数の状況、雇用・就業の機会を創設するため設けられた緊急地域雇用特別基金制度における新規雇用・就業効果の高い事業等、幅広く質疑がありました。

観光関連では、観光ポスターに掲載された群馬のひとの選定基準、観光立県宣言の内容と時期等について質疑が交わされました。

続いて、企業局関係であります。団地造成事業関係では、三和工業団地の引き合い状況、多田山における北関東自動車道用の盛土の採取跡地の開発及び住宅団地以外の利用方策等について論議が交わされました。

電気事業関係では、規制緩和による自由化が与える影響、料金

体系及び当該事業の将来構想、また、発電電力に占める風力の割合、電力量、今後の風力発電の設置計画及び風力発電と観光とのタイアップについて論議されました。

○菅野義章こども未来特別委員長（概要）

最初に、こども育成関連では、乳幼児健康支援一時預かり事業の内容と県内での実施状況や子育てアドバイザーの目的、位置づけ等について質疑されました。

また、保育所及び幼稚園における延長保育の特徴と問題点及び群馬学院への公教育の導入状況について質疑されました。

教員関連では、教員の高齢化の状況と採用基準及び特別枠での採用の考え方や採用後の研修の状況が質されたほか、さくらプラン事業について現状と今後の方針や非常勤嘱託の身分保障及び賃金等について質疑されました。

また、学級崩壊では、先に行った調査結果の分析とその対策について質疑されるとともに、いじめ、校内暴力、不登校についての考え方が質されました。

学校教育関連では、少女売春事件を学校教育としてどう受けとめ、改善しようとしているのか質されたほか、国際理解教育をどのように推進し、また、自国の伝統文化の教育はどのように行われているのか質疑されました。

○大澤正明高齢・くらし特別委員長（概要）

最初に、消費生活センターに寄せられた高齢者からの苦情相談の実情について、具体的な事例と対応について質疑があり、高齢

者が泣き寝入りすることのないよう最後まで対応してほしいとの要望が出されました。

次に、高齢者の生きがい対策、高齢者向け住宅づくり、高齢者に優しい公衆浴場、給食サービスボランティア支援事業、高齢者の食中毒対策、デイサービスセンターの設置等について、それぞれ県の取り組み、実施状況、今後の課題等について幅広く質疑がありました。さらに、高齢者の就労相談や職業紹介に関して窓口を一元化するよう要望がありました。

続いて、介護保険に関連して、新老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画施設サービス基盤整備暫定案の内容と保険料及び障害者と介護保険の関係等について質疑がありました。

次に、障害者関連で、新庁舎のバリアフリーに関し、建設に当たった際の注意点と来庁された障害者の方の感想や見学者数について質疑があり、さらに、新庁舎だけでなく、出先機関等のバリアフリー化についても議論されました。

◎ 討論

日本共産党県議団 金子 賢 一部反対の討論

◎ 採決

各議案及び各請願は、いずれも委員長報告のとおり可決及び決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第六号 議案 障害者の社会参加を制限する欠格条項等の早

期改正を求める意見書

議第七号 議案 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

議第八号 議案 道路特定財源の確保等に関する意見書

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決
各発議案は原案のとおり可決

◎ 諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎ 追加議案の上程

平成十年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎ 提案説明

○ 小寺弘之知事

追加提案議案は、決算の認定についてであります。

これは、平成十年度の一般会計及び十一の特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

◎ 議案の委員会付託

平成十年度群馬県一般及び同特別会計歳入歳出決算認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件として付託することに決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

二 請願の審査状況

知事提出議案三十七件（うち可決三十五件、継続審査二件）
議員提出議案五件（うち可決五件）

請願六十八件（うち採択十四件、一部採択十二件、不採択
六件、継続審査三十八件）

会議結果

一 議案審査の状況

第五項 平成十一年十二月定例会

平成十一年十二月定例会概括表

	1 2 月 8 日	1 2 月 2 日	月 日
教育委員会及び人事委員 会の意見書の配付		委員派遣要求承認の報告 議案の送付書及び意見書 の処理結果の朗読 議案提出書朗読	諸般の報告・紹介
			選挙・指名 会議録署名議員の 指名
第一二二二号議案)	第一二二二号議案) 第一八六号議案	第一八七号議案) 第一二二二号議案 計決算認定の件 算及び公営企業会 別会計歳入歳出決 算及び公営企業会 平成一〇年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算及び公営企業会 計決算認定の件 第一二二二号議案 第一八七号議案	上程議案
一般質問 金子泰造 答弁 関根教育長 野口企業管理者 関根	一般質問 星野己喜雄 答弁 小寺知事 茂田警察本部長 関根総 務部長 高井企画部長 大平保健福祉部 長 山口林務部長 後藤商工労働部長 一般質問 黒沢孝行 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 野口企業管理者 関根総務部長 富 田保健福祉部長 林環境生活部長 富 田農政部長 砂川土木部長 一般質問 荻原康二 答弁 関根教育長 関根総務部長 高井企 画部長 大平保健福祉部長 林環境生活 部長 富田農政部長 山口林務部長 後 藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 関根教育長 富田農政部 長	委員長報告に対する討論 宇津野洋一 一部反対の討論 石原 条 賛成討論 山下 勝 賛成討論 庭山 昌 賛成討論	質疑・一般質問・討論 審議の 状況
議案の委員会付託 休会の議決	教育委員会に意見を聴取	委員長報告・議決・その他 会期の決定 決算特別委員長報告 各会計決算は委員長報告のとお り認定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第一八七号議案、原案に同意 請願の委員会付託 休会の議決	

12月17日	12月9日
議案提出書朗読	
群馬県選挙管理委員、同補充員の選挙	
第一二二号議案 議第九号議案 請願 第一八六号議案 第一一号議案	第一八六号議案
委員長報告に対する討論 金子賢 一部反対の討論	総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 田村出納長 関根教育長 茂田警察本部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 一般質問 真下誠治 答弁 関根教育長 茂田警察本部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 松本耕司 答弁 関根教育長 茂田警察本部長 野口企業管理者 大平保健福祉部長 林生活環境部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長
委員長報告 第一二二号議案、第一八六号議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 議第九号議案、議第一一号議案、可決 特定事件の継続審査	

本会議第一日（十二月二日）

◎諸般の報告

委員派遣要求の承認の報告

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

久保田順一郎、小野里光敏、金子賢の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月二日から十七日までの十六日間とすることに決

定

◎平成十年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに平成十年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題として委員長報告

田島雄一決算特別委員長から、委員会の審査と結果の報告があった。

◎討論

日本共産党県議団 宇津野洋一 一部反対の討論

自由民主党 石原 条 賛成討論

フォーラム群馬 山下 勝 賛成討論

公 明 党 庭山 昌 賛成討論

◎採決

各会計決算は、委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第二百二十二号議案 平成十一年度群馬県一般会計補正予算（第三号）

第二百二十三号議案 平成十一年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第二号）

第二百二十四号議案 平成十一年度群馬県病院事業会計補正予算（第二号）

第二百二十五号議案 平成十一年度群馬県電気事業会計補正予算（第二号）

第二百二十六号議案

平成十一年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第二号）

第二百二十七号議案

平成十一年度群馬県水道事業会計補正予算（第二号）

第二百二十八号議案

平成十一年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第二号）

第二百二十九号議案

平成十一年度群馬県観光施設事業会計補正予算（第二号）

第二百三十号議案

平成十一年度群馬県駐車場事業会計補正予算（第二号）

第二百三十一号議案

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

第二百三十二号議案

群馬県教育委員会委員の定数の特例に関する条例

第二百三十三号議案

群馬県医療法関係手数料条例

第二百三十四号議案

群馬県死体解剖保存法関係手数料条例

第二百三十五号議案

群馬県診療エックス線技師免許証関係手数料条例

第二百三十六号議案

群馬県衛生検査所登録関係手数料条例

第二百三十七号議案

群馬県介護保険法関係手数料条例

第二百三十八号議案

群馬県栄養士法関係手数料条例

第二百三十九号議案

群馬県受胎調節実地指導関係手数料条例

第二百四十号議案

群馬県知的障害者福祉に関する事務の処理の特例に関する条例

第二百四十一号議案

群馬県製菓衛生師法関係手数料条例

第四百二十二号議案	群馬県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例	第六十二号議案	群馬県開発行為許可等手数料条例
第四百二十三号議案	群馬県理容師法施行条例	第六十三号議案	群馬県租税特別措置法関係手数料条例
第四百四十四号議案	群馬県美容師法施行条例	第六十四号議案	群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
第四百四十五号議案	群馬県建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係手数料条例	第六十五号議案	群馬県教育職員免許法関係手数料条例
第四百四十六号議案	群馬県大麻取締法関係手数料条例	第六十六号議案	群馬県計量検定所手数料条例
第四百四十七号議案	群馬県麻薬及び向精神薬取締法関係手数料条例	第六十七号議案	群馬県特殊車両通行許可申請手数料条例
第四百四十八号議案	群馬県温泉法関係手数料条例	第六十八号議案	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務部及び出納局関係条例の整備に関する条例
第四百四十九号議案	群馬県肥料取締法関係手数料条例	第六十九号議案	群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第四百五十号議案	群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例	第七十号議案	群馬県防災会議条例の一部を改正する条例
第四百五十一号議案	群馬県主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係手数料条例	第七十一号議案	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う企画部関係条例の整備に関する条例
第四百五十二号議案	群馬県漁業法関係手数料条例	第七十二号議案	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う保健福祉部関係条例の整備に関する条例
第四百五十三号議案	群馬県漁船法関係手数料条例	第七十三号議案	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う環境生活部関係条例の整備に関する条例
第四百五十四号議案	群馬県漁業登録令関係手数料条例	第七十四号議案	群馬県改良普及員資格試験条例及び主要農作物種子法の実施に関する条例の一部を改正する条例
第四百五十五号議案	群馬県輸出水産業の振興に関する法律関係手数料条例		
第四百五十六号議案	群馬県林業種苗法関係手数料条例		
第四百五十七号議案	群馬県貸金業者の登録関係手数料条例		
第四百五十八号議案	群馬県通訳案内業法関係手数料条例		
第四百五十九号議案	群馬県職業能力開発審議会条例		
第四百六十号議案	群馬県浄化槽工事業者登録等手数料条例		
第四百六十一号議案	群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例		

第七十五号議案

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う林務部関係条例の整備に関する条例

第七十六号議案

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商工労働部関係条例の整備に関する条例

第七十七号議案

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う土木部関係条例の整備に関する条例

第七十八号議案

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う教育委員会関係条例の整備に関する条例

第七十九号議案

群馬県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第八十号議案

群馬県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第八十一号議案

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第八十二号議案

群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例

第八十三号議案

請負契約の締結について

第八十四号議案

請負契約の締結について

第八十五号議案

不動産の取得について

第八十六号議案

当せん金付証券の発売について

第八十七号議案

収用委員会委員の選任について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係九件、事件議案五十七件、合計六十六件であります。

今回の補正予算では、当面の緊急課題である県内経済の安定と県民生活の安定を図るため、できる限りの対策を講じてまいります。なお、職員の給与改定については、人事委員会の勧告どおり実施することとしたいと考えております。

この結果、一般会計補正予算の総額は百六十五億六千二百四万円となり、現計予算額と合算いたしますと九千四十二億二千九百三十三万円となります。

次に事件議案であります。第三百三十一号議案から第六十八号議案まで、第七十一号議案から第七十八号まで及び第八十二号議案は、地方分権推進一括法の制定に伴う条例の整備であり、機関連任事務制度の廃止に伴い、本県独自に許可基準や手数料を新たに定めるもの、国の関与の改善に伴い、教育委員会委員の定数を定めるもの、市町村への権限移譲を行うため事務処理の特例を定めるものなどであり、第六十九号議案及び第七十九号議案から第八十一号議案までは給与改定に伴うものであります。第八十七号議案の収用委員会委員の選任については、現委員渡邊明男氏、平方亀三郎氏及び井上松男氏の任期が十二月十四日をもって満了となりますので、その後任者として、渡邊明男氏、中野小三郎氏及び井上孝三郎氏を選任しようとするものであります。

◎意見の聴取

第百六十九号及び第百七十九号から第百八十一号の各議案については群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎第百八十七号議案は委員会付託を省略し、採決

原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

十一月二十五日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月三日及び六日と七日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十二月八日）

◎意見の聴取

第百六十四号議案については、群馬県教育委員会の聴取を行う。

◎一般質問（第百二十二号から第百八十六号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 星 野 巳喜雄

- 1 財政対策について
- 2 次期総合計画策定への取り組みについて
- 3 地方分権について
- 4 保健福祉行政について
- 5 林務行政について
- 6 商工労働行政について
- 7 地元問題について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 財政状況について
- 2 地方分権について
- 3 警察行政への信頼回復と家庭の教育力の回復について
- 4 介護保険について
- 5 道普請型公共事業について
- 6 環境問題について
- 7 児童相談機能の強化について
- 8 農業問題について
- 9 地元問題について

三 自由民主党 荻 原 康 二

- 1 教科書無償給付制度について
- 2 地方分権一括法に関する諸問題について
- 3 過疎対策新法の動向について
- 4 野生鳥獣による被害と対策について

- 5 農村女性対策について
- 6 山岳ボランティア活動と県の支援について
- 7 県内信用組合の状況について
- 8 下水道の普及率向上について
- 9 地元問題について
- 四 日本共産党県議団 早川 昌 枝
 - 1 十二月補正予算と景気・雇用対策について
 - 2 介護保険制度の改善について
 - 3 学校給食の自校方式化と地元農産物の利用促進について

黒沢孝行議員 ― (略) ―

次に、地方分権について、知事にお伺いします。

地方分権一括法が本年七月に成立をいたしました。これまでの国と自治体の上下・主従の関係から対等・協力の関係に近づく新たなステージが用意されたことになりました。国と自治体間の対等・協力関係をつくり上げるための抜本的なシステム改革として、一つ、機関委任事務制度を廃止したこと、二つ、関与のルール化を行ったこと、三つ、第三者機関を創設したこと、この三つは高く評価されるものです。

機関委任事務制度が廃止され、国の直接執行事務と自治体の事務である法定受託事務、自治事務に区分されたことで自治体の事務の範囲は大幅に拡大しました。自治事務は当然のこととして、自治体の事務である以上、法定受託事務にも原則として自治体議会の権限や条例制定権が及ぶことが明確になり、自治体の自己責

任の強化が大幅に進んだこととなります。そして、国と自治体がどこまで対等・協力を近づけるかは、今後自治体側がどこまで新たな仕組みを活用するかによるところが大きいと思います。

関与のルール化に伴う法定主義と書面主義を徹底することが重要であります。国は、法に定めのない関与は行えず、関与の内容については原則として書面で提出しなければならぬとされています。自治体がこのことを徹底すれば、国の関与はこれまでよりも制約されるはずで、これまでの依存体質を脱却する自治体の意識的な改革とあわせ、法務能力の向上など、体制強化が求められています。

また、自治体の自己決定権の拡充と自己責任の強化に伴い、当面の課題として条例制度があります。条例決定権が法定受託事務にまで及ぶことから、これまで以上に広範囲に各自治体独自の条例制定が可能となりました。条例制定に当たっては、地域社会の担い手である市民が自治の主役であることを踏まえ、市民との共同作業が重要になってきています。そのためには、行政と市民、行政と議会の関係を再構築することが必要となり、私たち議員の量も質も問われていることになり、身の引き締まる思いですが、まず自治体の組織運営の基本を定める自治基本条例の必要性が高まってくると思われますが、知事の御所見をお伺いいたします。

機関委任事務が廃止されたことを自治体職員が積極的に受け止めて、対等・協力関係の方向に意識を抜本転換できるかどうかが大切になっていきます。国と地方の職員が、国と地方の役割分担に基づき、対等の立場で行政を担うこととなります。自治体職員の方で積極的に意識改革を先行させていかないと、国の方はそのすき

を、ついで上下関係を持ち込みかねないと思ひます。また、自治体職員と市民との関係の改革も重要になつてきています。自治事務、法定受託事務は、いずれも自治体の処理する事務であり、自治体のこれらの事務に対する行政責任も当然出てきます。市民に対して機関委任事務のように法定受託事務は国の事務であるとして責任転嫁はできなくなつています。自治体の事務に対する責任の明確化は、自治体と市民との新たな信頼と参加の関係になります。そこで、知事にお伺ひいたします。分権へのスタート、特に意識改革についてどう取り組む決意なのかお尋ねいたします。

小寺弘之知事―(略)―

次に、地方分権についてでございます。そのうち、自治基本条例についての御質問でございます。そのうち、自治基本条例

最近、自治基本条例をつくるべきであるというようなご意見が出てゐるわけでございますが、これは地方自治体の行政の基本原理や組織体制、行政の基本ルールを有効ある条例として規定するものでありまして、いわば自治体の憲法のようなものを制定する試みである、このように認識しております。

我が国においては、憲法の中で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」、こういうふうな規定されております。そして、地方自治法などにおいてこれらについて細部にわたる規定がなされてゐるのが現状でございます。このたびの地方分権一括法の制定によつても、この点については変わつてゐないわけでありまして、このように、現在の法律の体系の中ではいろいろと制約があり、地方自治

体が自治体の憲法と呼ぶにふさわしい基本条例を制定していくには、今後さらなる地方分権の推進が必要ではないかというふうな考えております。

しかしながら、今回の地方分権推進の一括法が制定されることによつて、国民全般の間で自分たちの身近な政治は自分たちで決めていこう、こういう地方分権の思想、地方自治の精神というのは一段と進んだというふうな考えられますので、私もはこういつた自治の基本精神を大事にしてこれからの行政運営を行つていくべきではないかというふうな肝に銘じて進んでいきたいと思ひております。

次に、職員の意識改革が肝心ではないかという話でございます。全くそのとおりでございます。今回の地方分権一括法における改革は、中央省庁と地方自治体の職員の上下関係の意識を変えろと言われております。ただ、明治以来長年続いてまいりました中央・地方との構造というのは、ただ一片の法律だけで早急に変わるものでもないというふうにも考えられるわけでございます。これまでの中央集権体制のもとで、地方自治体の職員は中央省庁からの指示を待つことに残念ながら慣れきつていたという面もなきにしもあらずでございます。これからは自己決定・自己責任の原則に立つて、中央への依存体質から脱却していく努力をする必要があると思ひております。

また、地方分権の本質的なことは、政治や行政を国民や県民の手に届くところに近づけていくという改革であると私は思つております。そして、県あるいは県職員というものは県民への説明責任を果たしていかなければならない、そういう中から行政と県民

との信頼関係をつくり上げていくことが肝心ではないかと思っております。いずれにいたしましても、地方分権一括法の制定によって行政の内容や職員の意識が自動的に変わるものではなくて、これを一つの契機として群馬県の自治が推進できるような、職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。―（略）―

本会議第三日（十二月九日）

◎諸般の報告

第六十四号、第六十九号、第七十九号及び第八十号の各議案について、群馬県教育委員会及び群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第二百二十二号から第八十六号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子泰造

- 1 新県庁舎開業後の諸課題について
- 2 新ぐんま経済社会ビジョンの策定経過と内容について
- 3 自治体に於けるバランスシート等企業会計手法の導入について
- 4 コンピュータ西暦二〇〇〇年問題に係る対応について
- 5 電線類地中化の現状について
- 6 新種きのこ「ハタケシメジ」の栽培実用化と振興策について

て

7 青少年教育について

二 公明党 小島明人

- 1 ペイオフ解禁に伴う指定金融機関のあり方について
- 2 福祉オンブズマン制度について
- 3 行政評価制度とバランスシート導入について
- 4 介護保険制度について
- 5 交通死亡事故の防止対策について
- 6 教育問題について

三 自由民主党 真下誠治

- 1 ごみ焼却施設のダイオキシン類削減対策について
 - 2 介護保険制度の施行準備について
 - 3 県立ぐんま天文台とぐんま星空憲章について
 - 4 歩行者・自転車利用者等の交通安全対策の推進について
 - 5 農産物新品種の開発について
 - 6 統計情報提供システムについて
 - 7 「人権教育のための国連一〇年」の県行動計画策定について
 - 8 勤労者教育資金について
 - 9 地元問題について
- #### 四 自由民主党 松本耕司
- 1 子育て支援策について

- 2 農業振興について
- 3 地盤沈下の実態と対策について
- 4 板倉ニュータウンの分譲状況等について
- 5 女性に対する暴力の実態と被害者支援の取り組みについて
- 6 繊維産業の活性化対策について
- 7 技能振興策への取り組みについて
- 8 福祉教育について
- 9 地元問題について

金子泰造議員―(略)―

新県庁舎開業後の諸課題について二点ほどお尋ねいたします。

まず初めは、新県庁舎への移転後の大渡町公社総合ビルの今後の活用方針並びにその後の入居状況についてであります。

同ビルは、平成八年一月のオープン以来三年余にわたり仮庁舎としての主要機能を担ってきたわけですが、今般、移転も全て順調に完了したと伺っております。後続として、同ビルには公社・公団等が入居するとの話を伺っておりますが、どのような状況及び計画となっているか、今後の利活用方針を含めて、企業管理者よりお答えをいただきたいと思えます。

関連しての第二の質問は、新県庁舎関連ひるばの整備・利活用についてであります。

去る、九月六日の正式開業後、おおむね八十日をもって二十万人を数えたという見学者の盛況ぶりは、おそらく関係者の予測を大きく上回るものであり、開かれた、そして親しまれる県庁へ向けてのスタートは上々の滑り出しを果たしたと評してよいものと

考えられます。一方において、団体による来訪者が当然ながら数字の後押しをしているというふうな考えられるところであり、すけれども、その一方、それらにまじって家族連れや、休日や夜間には若いカップルの姿が散見されることは特筆されてよいことだと考えます。

日常、県庁にはなかなか出向く機会の乏しい世代が気軽にデートコースのようなとらえ方の中でそぞろ歩く光景は、いわゆるこのひろば空間の持つコンセプトのポテンシャルを示唆しているのではないかと期待を感じさせるものがあります。

過日、機会を得て、当局より県庁舎関連公共空間整備・利活用基本方針の概要について説明を受けたところであり、地元問題としての視点から申し上げますと、やはり資料に記されているように、厩橋城址として歴史的環境を生かしながらの周辺公園緑地との一体的な景観形成、周辺官庁街との合理的な空間整備、さらには、中心市街地の活性化対策ともリンクした町並み整備等が中心的関心事となるわけでございまして、これら諸課題への果敢な取り組みができますよう、何としても前橋市と群馬県による緊密で包括的な連携と協力を期待するものでございます。

それらを目的として、県・市による連絡協議組織が設置されるとの情報もたらされている折、企画部長より、これらの課題に向けて現時点での抱負、構想等についてお聞かせ願いたいと思えます。

野口尚士企業管理者

新県庁舎開業後の諸課題のうち、公社総合ビルの活用方針等についてお答えをいたします。

このビルは、もともと県庁周辺に散在しております公社・事業団等を集中化することによりまして、関係団体の業務の連携と総合性を確保するとともに、県民サービスの一層の向上を図るために建設された賃貸ビルであります。お話のとおり、完成当初の平成八年一月から本年八月までの間は、新県庁舎建設中の仮庁舎として活用してまいりましたが、今後は公社・事業団等の総合ビルとして今月三日から十二日までの間で順次入居を進めているところでございます。入居団体は既に入居済みの観光開発公社などの三団体と十二年度当初入居予定の一団体を含む合計三十二団体であります。これにより満室となるものでございます。

なお、併設されております多目的ホール、定員が二百七十人から三百人程度、駐車場が百八十台程度確保されている大変使い勝手のよいホールでありますけれども、これにつきましても、今後とも利用のしやすさ、そういうことをモットーとして地域住民の皆様の交流の場、また各種団体の研修、発表の場としてできる限り多くの県民の皆様に御利用いただけますようPRに努めてまいりたい、このように考えております。

高井健二企画部長

新県庁舎開業後の諸課題についてのうち、新県庁舎関連するものの整備・利活用についてお答えいたします。

九月にオープンしました新県庁舎と昭和庁舎、群馬会館、そして、これらの施設が立地している敷地空間を県民に開かれないいわゆる広場とするための枠組みと基本方向を定めるために県庁舎関連公共空間整備・利活用基本方針を策定したところでございます。

御指摘のとおり、新県庁舎の展望ホールには既に二十万人を超える多くの県民の方々が訪れ、にぎわいを見せておりまして、先にもリニューアルオープンした群馬会館を活用したイベントも盛況のうちに行われたところでございます。また、県庁前ひろばや昭和庁舎についてもこれまでさまざまな催し物の場として利用されてきたところでございます。

基本方針は、このひろばを全庁的な連携のもとに整備・利活用するための基本的な考えや方向を示したものであります。基本方針では、このひろばの整備・利活用の理念を、第一に、おのこの施設の特性を生かしながら一体的なものとして行うこと、第二に、政治・行政センターであると同時に、県民が集い、学び、憩うための交流・文化センターとすること、第三に、県民、有識者と行政が協働して整備・利活用を進めることとしておりまして、また、今回の取り組みを県庁舎の周辺整備やまちづくりへとつなげていくことなどを基本方向としております。今後、この基本方針をもとに部局を超えた連携を図り、ひろばの整備・利活用を推進することとしております。

このため、庁内にプロジェクトチームを設置し、これを具体化するためのアクションプログラムをつくることとしております。なお、このアクションプログラムづくりに当たっては、広く県民の皆様から意見をいただき、その声を反映してまいりたいと考えております。また、このひろばを核として、県庁周辺の整備、さらにはまちづくりへと展開していくためには、議員御指摘のとおり、前橋市との緊密な連携が不可欠でありまして、さきに県と市による県庁・市役所周辺公共空間等整備利活用推進連絡会議を設

置しまして、去る十一月二十五日に第一回会合を開きまして、関連する諸問題を含め、協議・調整を行うこととしたところであります。

いずれにしましても、県民参加のもとに部局や行政の垣根を超えた連携を図り、県民共有の財産であるこのひろばを、広く県民の皆様から愛され、親しまれる空間として、県庁のにぎわいをまちうちのにぎわいに、県庁舎の周辺整備をまちづくりへと展開できるよう推進してまいりたいと考えております。―(略)―

◎議案の委員会付託

第二百二十二号議案から第八十六号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月十日及び十三日から十六日までは、委員会審査等のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（十二月十七日）

◎第二百二十二号から第八十六号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

中沢丈一保健福祉常任委員長、石原 条環境土木常任委員長、南波和憲農林常任委員長、腰塚 誠産業経済常任委員長、小林義康文教治安常任委員長、金子泰造総務企画常任委員長、原

富夫こども未来特別委員長、青木秋夫高齢・くらし特別委員長、時吉敏郎景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった

○石原 条環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部関係ではありますが、環境政策関連では、来年度中間年となります平成八年度に策定されました環境基本計画の目標達成見込みや、あらゆる政策の指針とされることについて質疑されました。

自然環境関連では、猛禽類の保護対策としてオオタカの生息調査の必要性が質されるとともに、調査体制の整備について要望がありました。

土木関係ではありますが、道路建設関連では、上信自動車道の調査区間未指定区間の指定見込みや道路構造、建設費等について質疑されるとともに、北関東自動車道では伊勢崎以東の盛り土の採取地について質疑されました。

住宅関連では、中小住宅産業者による住宅完成保証の基金創設に対する県の支援策について質疑されました。

○南波和憲農林常任委員長（概要）

最初に、農政部関係ですが、新しい農業基本法である食料・農業・農村基本法において農産物価格に市場経済原理の適切な反映がうたわれるなど、農業の効率的かつ安定的な経営が望まれる中、若い担い手を対象に今後の農業経営指針となるような経営モデルの策定や農業の魅力をアピールする等の必要性について質疑され

ました。また、各試験場の施設整備の状況と今後の拡充予定について質疑されるとともに、ゴロピカリに続く米の優良品種の開発促進について要望がありました。

次に、林務部関係ですが、初めに農政分野で中山間地域等の生産条件不利を補正するための直接支払い制度が導入される中、森林・林業分野での導入についてどのような考え方を持っているか、また、水源かん養機能の補償という観点からはどのように考えているかあわせて質疑されました。

次に、間伐材の利用促進に関連して県産木材の小径木の流通の実態と間伐材製品の具体的な購入方法等、間伐材を搬出するための林道、作業道整備推進計画について質疑がありました。

○原 富夫こども未来特別副委員長（概要）

最初に、子育て支援対策では、保育対策の推進に関連して、来年度中間年となるエンゼルプランの見直しの中で、子育て家庭の保育料負担軽減や地域子育て支援センターの拡充方策、保育士や児童に対する処遇改善等をどのように見直していくのか質疑されました。続いて、児童虐待に関連して、本県の実態や全国の児童相談所との情報交換システム構築に対する本県の対応状況が質疑されるとともに、児童虐待の実態を調査されたい旨の要望がありました。また、少子化をストップさせるための施策が質疑されるとともに、不妊治療に対する財政的支援や、出産直後における支援策としてヘルパー派遣事業について要望がありました。

教育関連では、教育環境の充実が図られているにもかかわらず、各種の問題が発生するのはどこに原因があるのか質疑がありました。

た。

○時吉敏郎景気対策・科学技術特別委員長（概要）

最初に、科学技術の振興について、産・学・官の連携による成果の代表的な実例、学校教育分野での科学技術に親しむ環境づくりなどについて質疑されたのははじめ、県内の科学技術振興のため試験研究機関等を群馬へ誘致することについては県はどのように考えているか質疑が交わされました。

次に、設置場所が決まった群馬産業技術センターについて、前橋市に設置される本所と太田市に設置される東毛支所及び既設のぐんま産業高度化センターとの関連について県の考え方が質されたのははじめ、産業技術センターの役割など目指すものは何か、施設面・運営面に対する企業側の要望、運営費と人件費などについて県はどのように考えているのか質疑が交わされました。

また、バイオテクノロジー技術によるクローン牛について県の取り組みが状況が質されるとともに、遺伝子組み換え食品の安全性については、安全基準、表示方法、輸入状況などについて質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 金子 賢 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決及び決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第九号議案 私学助成制度の充実及び私学教育費減税に関する意見書

議第十号議案 県立女子大学改革意見書
議第十一号議案 土地流動化政策に関する意見書

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎ 特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎ 群馬県選挙管理委員、同補充員の選挙

群馬県選挙管理委員

河村昭明、関口フサノ、木村嘉男、小山久子の各氏が当選
同補充員

古河義朗、田口暢子、森本純生、藤井千鈴子の各氏が当選

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案六十八件（うち可決六十八件）

議員提出議案三件（うち可決三件）

二 請願の審査状況

請願九十二件（うち採択十四件、一部採択七件、不採択六件、継続審査六十七件）

第六項 平成十二年二月定例会

平成十二年二月定例会概括表

2月25日	2月24日	2月21日	月 日
	<p>人事委員会の意見書の配付 新任者の紹介</p>	<p>開会に先立ち群馬交響楽団による演奏 委員派遣要求承認の報告 議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読</p>	<p>諸般の報告・紹介</p>
		<p>会議録署名議員の指名</p>	<p>選挙・指名</p>
<p>第一号議案 第一二九号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第一二九号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第一二九号議案 承第一号</p>	<p>上程議案</p>
<p>一般質問 秋山一男 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 野口企業管理者 関根総務部長 大平保健福祉部長 後藤商工労働部長 一般質問 庭山昌 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 大平保健福祉部長 林環境生活部</p>	<p>一般質問 矢口昇 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 野口企業管理者 林環境生活部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 関根教育長 関根総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 後藤商工労働部長 一般質問 南波和憲 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本部長 関根総務部長 高井企画部長 大平保健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 宇津野洋一 答弁 小寺知事 関根総務部長 砂川土木部長</p>	<p>質疑・一般質問・討論</p>	<p>審議の状況</p>
<p>休会の議決</p>		<p>会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 請願の委員会付託 休会の議決</p>	<p>委員長報告・議決・その他</p>

2月29日

第一号議案 第一二九号議案 承第一号	第一号議案 第一二九号議案 承第一号	第一号議案 第一二九号議案 承第一号
<p>長 後藤商工労働部長 一般質問 石原 条 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 後藤商工労働部長 一般質問 塚越紀一 答弁 関根教育長 林環境生活部長 富田 農政部長 後藤商工労働部長</p> <p>一般質問 安楽岡一雄 答弁 茂田警察本部長 高井企画部長 大 平保健福祉部長 林環境生活部長 山口 林務部長 後藤商工労働部長 一般質問 金子 賢 答弁 小寺知事 茂田警察本部長 林環境 生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 田所三千男 答弁 関根教育長 野口企業管理者 高井 企画部長 大平保健福祉部長 林環境生 活部長 山口林務部長 後藤商工労働部 長 砂川土木部長 一般質問 吉川真由美 答弁 小寺知事 関根教育長 河村選挙管 理委員会委員長 関根総務部長 大平保 健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労 働部長 一般質問 久保田順一郎 答弁 茂田警察本部長 高井企画部長 林 環境生活部長 山口林務部長 後藤商工 労働部長 砂川土木部長</p>	<p>長 後藤商工労働部長 一般質問 石原 条 答弁 小寺知事 関根教育長 茂田警察本 部長 関根総務部長 大平保健福祉部長 後藤商工労働部長 一般質問 塚越紀一 答弁 関根教育長 林環境生活部長 富田 農政部長 後藤商工労働部長</p> <p>一般質問 安楽岡一雄 答弁 茂田警察本部長 高井企画部長 大 平保健福祉部長 林環境生活部長 山口 林務部長 後藤商工労働部長 一般質問 金子 賢 答弁 小寺知事 茂田警察本部長 林環境 生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 田所三千男 答弁 関根教育長 野口企業管理者 高井 企画部長 大平保健福祉部長 林環境生 活部長 山口林務部長 後藤商工労働部 長 砂川土木部長 一般質問 吉川真由美 答弁 小寺知事 関根教育長 河村選挙管 理委員会委員長 関根総務部長 大平保 健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労 働部長 一般質問 久保田順一郎 答弁 茂田警察本部長 高井企画部長 林 環境生活部長 山口林務部長 後藤商工 労働部長 砂川土木部長</p>	<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>

3月16日	3月6日	3月1日
追加議案送付書朗読 議案提出書朗読		
第一三〇号議案 (追加) 第一号議案 第九六号議案 請願 議第一号議案 議第三号議案	第九七号議案 第一二九号議案 承第一号	
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 矢口 昇 賛成討論 境野貞夫 賛成討論 小島明人 賛成討論	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 部長 山口林務部長 健福祉部長 林環境生活部長 富田農政	画部長 大平保健福祉部長 林環境生活部長 砂川土木部長 一般質問 須藤昭男 答弁 関根教育長 茂田警察本部長 高井 企画部長 大平保健福祉部長 富田農政 部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 岡田義弘 答弁 関根教育長 関根総務部長 大平保 福祉部長 林環境生活部長 富田農政
知事の提案説明 第一三〇号議案、原案のとおり 同意 委員長報告 第一号議案、第九六号議案及び 各請願は委員長報告のとおり可 決及び決定 議第一号議案、議第三号議案、 可決 特定事件の継続審査	委員長報告 第九七号議案、第一二九号議案 及び承第一号は委員長報告のと おり可決及び承認 休会の議決	

本会議第一日（二月二十一日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告
議案の送付書と意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

河村昭明選挙管理委員会委員長（十二月二十七日付）
関口フサノ委員長職務代理者（十二月二十七日付）
木村嘉男委員（十二月二十七日付）

小山久子委員（十二月二十七日付）

◎会議録署名議員の指名

吉川真由美、金子一郎、安楽岡一雄の各議員を指名

◎会期の決定

会期を二月二十一日から三月十六日までの二十五日間とすることに決定

◎議案の上程

- | | | | |
|--------|-------------------------------------|---------|--|
| 第一号議案 | 平成十二年度群馬県一般会計予算 | 第十三号議案 | 平成十二年度群馬県病院事業会計予算 |
| 第二号議案 | 平成十二年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特別
会会計予算 | 第十四号議案 | 群馬県旅券法関係手数料条例 |
| 第三号議案 | 平成十二年度群馬県災害救助基金特別会計予算 | 第十五号議案 | 群馬県行政書士試験手数料条例 |
| 第四号議案 | 平成十二年度群馬県農業改良資金特別会計予算 | 第十六号議案 | 群馬県消防法関係手数料条例 |
| 第五号議案 | 平成十二年度群馬県農業災害対策費特別会計予算 | 第十七号議案 | 群馬県火薬類取締法関係手数料条例 |
| 第六号議案 | 平成十二年度群馬県県有模範林施設費特別会計予
算 | 第十八号議案 | 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例 |
| 第七号議案 | 平成十二年度群馬県県営競輪費特別会計予算 | 第十九号議案 | 群馬県武器等製造法関係手数料条例 |
| 第八号議案 | 平成十二年度群馬県小規模企業者等設備導入資金
助成費特別会計予算 | 第二十号議案 | 群馬県電気工事士法関係手数料条例 |
| 第九号議案 | 平成十二年度群馬県用地先行取得特別会計予算 | 第二十一号議案 | 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適
正化に関する法律関係手数料条例 |
| 第十号議案 | 平成十二年度群馬県収入証紙特別会計予算 | 第二十二号議案 | 群馬県電気工事業の業務の適正化に関する法律
関係手数料条例 |
| 第十一号議案 | 平成十二年度群馬県林業改善資金特別会計予算 | 第二十三号議案 | 群馬県不動産の鑑定評価に関する法律関係手数
料条例 |
| 第十二号議案 | 平成十二年度群馬県流域下水道事業費特別会計予
算 | 第二十四号議案 | 統計法に基づく指定統計調査の事務の処理の特
例に関する条例 |
| | | 第二十五号議案 | 群馬県社会福祉審議会条例 |
| | | 第二十六号議案 | 群馬県保健婦助産婦看護婦法関係手数料条例 |
| | | 第二十七号議案 | 群馬県介護保険財政安定化基金条例 |
| | | 第二十八号議案 | 群馬県調理師法関係手数料条例 |
| | | 第二十九号議案 | 群馬県保育士試験手数料条例 |
| | | 第三十号議案 | 群馬県食品衛生法施行条例 |
| | | 第三十一号議案 | 群馬県と畜場法関係手数料条例 |
| | | 第三十二号議案 | 群馬県墓地、埋葬等に関する法律施行条例 |

第三十三号議案	群馬県クリーニング業法施行条例	第五十三号議案	群馬県土地収用法関係手数料条例
第三十四号議案	群馬県環境衛生適正化審議会条例	第五十四号議案	群馬県河川流水占用料等徴収条例
第三十五号議案	群馬県葉事法関係手数料条例	第五十五号議案	群馬県採石法関係手数料条例
第三十六号議案	群馬県毒物及び劇物取締法関係手数料条例	第五十六号議案	群馬県砂利採取法関係手数料条例
第三十七号議案	群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例	第五十七号議案	群馬県建築士法施行条例
第三十八号議案	群馬県の生活環境を保全する条例	第五十八号議案	群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例
第三十九号議案	群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例	第五十九号議案	群馬県積立式宅地建物販売業法関係手数料条例
第四十号議案	群馬県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律関係手数料条例	第六十号議案	群馬県不動産特定共同事業法関係手数料条例
第四十一号議案	群馬県小型船舶の船籍及び総トン数の測度関係手数料条例	第六十一号議案	群馬県警備屋営業法関係手数料条例
第四十二号議案	群馬県中山間地域等直接支払基金条例	第六十二号議案	群馬県警備業法関係手数料条例
第四十三号議案	群馬県畜産関係手数料条例	第六十三号議案	群馬県核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例
第四十四号議案	群馬県家畜保健衛生所手数料条例	第六十四号議案	群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例
第四十五号議案	群馬県緑資源公団事業特別徴収金条例	第六十五号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場の確保に関する法律関係手数料条例
第四十六号議案	群馬県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律関係手数料条例	第六十六号議案	群馬県公衆浴場法施行条例
第四十七号議案	群馬県大豆なたね交付金暫定措置法関係手数料条例	第六十七号議案	群馬県行政手続条例等の一部を改正する条例
第四十八号議案	群馬県林業試験場手数料条例	第六十八号議案	群馬県行政機関設置条例の一部を改正する条例
第四十九号議案	群馬県旅行業法関係手数料条例	第六十九号議案	群馬県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第五十号議案	群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例	第七十号議案	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例等の一部を改正する条例
第五十一号議案	群馬県建設業法関係手数料条例	第七十一号議案	群馬県ヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第五十二号議案	群馬県建設機械打刻又は検認手数料条例	第七十二号議案	群馬県立特別養護老人ホームの設置及び管理に

	関する条例の一部を改正する条例		負担について
第七十三号議案	群馬県食品衛生条例の一部を改正する条例	第八十九号議案	平成十二年度群馬県電気事業会計予算
第七十四号議案	群馬県興行場法施行条例の一部を改正する条例	第九十号議案	平成十二年度群馬県工業用水道事業会計予算
第七十五号議案	群馬県公害紛争処理法施行条例の一部を改正する条例	第九十一号議案	平成十二年度群馬県水道事業会計予算
第七十六号議案	群馬県景観条例の一部を改正する条例	第九十二号議案	平成十二年度群馬県団地造成事業会計予算
第七十七号議案	群馬県農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例	第九十三号議案	平成十二年度群馬県観光施設事業会計予算
第七十八号議案	群馬県卸売市場条例の一部を改正する条例	第九十四号議案	平成十二年度群馬県駐車場事業会計予算
第七十九号議案	群馬県木材業者、製材業者及びチップ業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	第九十五号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第八十号議案	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	第九十六号議案	群馬県自動車駐車場駐車料金徴収条例及び群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例
第八十一号議案	群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例	第九十七号議案	平成十一年度群馬県一般会計補正予算(第六号)
第八十二号議案	群馬県流域下水道条例の一部を改正する条例	第九十八号議案	平成十一年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算(第一号)
第八十三号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	第九十九号議案	平成十一年度群馬県農業災害対策費特別会計補正予算(第一号)
第八十四号議案	社会教育委員条例の一部を改正する条例	第一百号議案	平成十一年度群馬県模範林施設費特別会計補正予算(第二号)
第八十五号議案	群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例	第一百一号議案	平成十一年度群馬県中小企業近代化資金助成費特別会計補正予算(第二号)
第八十六号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	第一百二号議案	平成十一年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算(第二号)
第八十七号議案	群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び群馬県古物営業許可等申請手数料条例の一部を改正する条例	第一百三号議案	平成十一年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算(第三号)
第八十八号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の	第一百四号議案	平成十一年度群馬県病院事業会計補正予算(第三

第百五号議案	平成十一年度群馬県電気事業会計補正予算(三号)	第百十八号議案	担について 地方財政法第二十七条の規定による市町の負担について
第百六号議案	平成十一年度群馬県工業用水道事業会計補正予算(第三号)	第百十九号議案	土地改良法第九十条の規定による村の負担について
第百七号議案	平成十一年度群馬県水道事業会計補正予算(第三号)	第百二十号議案	土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について
第百八号議案	平成十一年度群馬県団地造成事業会計補正予算(第三号)	第百二十一号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について
第百九号議案	平成十一年度群馬県観光施設事業会計補正予算(第三号)	第百二十二号議案	過疎地域活性化特別措置法第十四条の二の規定による村の負担について
第百十号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	第百二十三号議案	河川法第四条第一項の水系に係る一級河川の指定について
第百十一号議案	群馬県総合保養地域重点整備地区における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例	第百二十四号議案	請負契約の締結について
第百十二号議案	群馬県庁舎等建設基金条例を廃止する条例	第百二十五号議案	請負契約の締結について
第百十三号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について	第百二十六号議案	請負契約の締結について
第百十四号議案	地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について	第百二十七号議案	請負契約の締結について
第百十五号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について	第百二十八号議案	請負契約の締結について
第百十六号議案	地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について	第百二十九号議案	県道路線の廃止について
第百十七号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について	承 第 一 号	専決処分承認について

◎提案説明(概要)

○小寺弘之知事

平成十二年度の群馬県の当初予算は、当面の緊急的な課題として景気対策に重点的に取り組むとともに、福祉や教育の充実、第

一次産業の振興を初め、将来をにらんだ施策を積極的に実施することといたしました。また、一方で健全財政にも配慮して必要な見直しを着実に行いました。その結果として、一口に言えば筋肉質で堅実型の予算と言ってもいいかと存じます。予算総額は八千五百九十一億四千万円と前年とほぼ同額としたものであります。

平成十二年度当初予算の基本方針について申し上げます。

中心は、次の四点にあります。当面の緊急的課題として、第一に、県内景気の回復、次に、二十一世紀へのかけ橋として三つの元気づくりに挑むため、第二に、次代を担う元気な「子ども」たちのために、第三に、安全で安心できる元気な県民の「くらし」の確保、第四に、強さと優しさのある元気な「経済」社会の実現であります。

次に、平成十二年度において重点的に推進しようとする施策について申し上げます。

まず第一に、当面の緊急的課題として県内景気回復であります。

現在の景気状況を踏まえ、県民生活に必要な社会資本整備を積極的に行うことといたします。特に、県民生活に密着し、弾力的できめ細やかな事業を中心とした県単独公共事業については、前年度と同額を確保いたしております。

第二は、次代を担う元気な「子ども」たちのためにであります。

二十一世紀に向けて、今、子供たちのために何をしておくべきかを視点にさまざまな施策を総合的に展開してまいります。

まず、子育て環境づくりとして乳幼児医療費の無料化、三歳児未満の保育料軽減補助、動物ふれあい教室事業などを継続して実

施します。また、さくらプランの拡充に加え、新たに中学一年生の生活充実のため、わかばプランを実施するとともに、中学二年生には連続五日間の社会体験活動をチャレンジウィーク推進費補助として実施いたします。

第三は、安全で安心できる元気な県民の「くらし」の確保であります。

まず、県民と行政が一体となって二十一世紀の元気な群馬を創造するための二十一世紀のプランを策定します。

今年四月からスタートする介護保険制度については、スムーズな導入へ向けて現在着々とその準備を進めており、特に制度開始時までは特別養護老人ホーム入所希望者の自宅待機の解消を図るなど、サービス基盤の充実には万全を期しております。

第四は、強さと優しさのある元気な「経済」社会の実現であります。

現在、群馬県ではこれからの県経済を引っ張っていく幾つかの新しい芽が始めていますが、将来の県経済を担っていく産業や人材を育成するため、中長期的な取り組みに重点を置いていきます。

以上が当初予算の方針と内容であります。

このほか、特別会計予算案十一件、病院事業会計など企業会計予算案七件を提出しております。

事件議案としては、地方分権推進一括法の制定に伴い整備する条例をはじめ、各般にわたる七十七件の議案を提出しております。

平成十一年度関係につきましては、予算関係十三件、事件議案二十一件についてご審議をお願いいたしております。

◎意見の聴取

第六十九号議案については群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

二月十四日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

二月二十二日及び二十三日の二日間は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十四日）

◎諸般の報告

第六十九号議案について群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第一号から第二百二十九号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 矢 口 昇

1 平成十二年度の予算編成について

2 外形標準課税について

3 県民にわかりやすい予算とすることについて

4 市町村合併について

5 県立女子大学外国語教育研究所の設置について

6 次期総合計画の策定について

7 介護保険制度について

8 群馬県の生活環境を保全する条例案について

9 中小企業基本法改正と県の取り組みについて

10 食料自給率向上対策について

11 公共事業の推進と土木行政について

12 高校教育改革について

13 平成十二年度の警察体制の整備について

14 企業局の事業運営について

15 板倉ニュータウンの分譲方策等について

16 地元問題について

二 フォーラム群馬 長 崎 博 幸

1 財政問題について

2 自主的な課税権について

3 経済問題について

4 市町村合併の推進について

5 教育問題について

6 防災対策と防災ヘリの活用について

7 介護保険制度について

8 県内鉄道網の活性化について

三 自由民主党 南 波 和 憲

- 1 平成十二年度の組織改正について
- 2 少子化対策について
- 3 「さくらプラン」及び「わかばプラン」について
- 4 利根川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）について

- 5 平成十二年度における保健福祉行政の取り組みについて
- 6 平成十二年度における農政重点施策について
- 7 平成十二年度における制度融資の基本方針について
- 8 平成十二年度における交通死亡事故減少対策について
- 9 地元問題について

四 日本共産党県議団 宇津野 洋 一

- 1 新年度予算編成について
- 2 水源地群馬の重点課題について
- 3 再び八ッ場ダム問題について

宇津野洋一議員―（略）―

再び八ッ場ダム問題について質問いたします。

問題点の第一は、利水計画への重大な疑問であります。特に夏期、開発水量毎秒十四トンとうたわれていますが、この実現は到底不可能ではないかという問題であります。八ッ場ダム計画の洪水期の貯水容量はたったの二千五百万トンですから、毎秒十四トンの都市用水を補給し続けられれば二十日間でダムは底をついてしま

います。利根川水系は夏期に雨が降らず、時には連続して五十日も六十日もダムに水を貯留できないことがあります。したがって、八ッ場ダムでは莫大な利水費用を分担しても、肝心なときに補給が不能となり、現行の暫定水利権と似たような不安定性がつきまとうのではないのでしょうか。

第二は、その水質問題が極めて憂慮されているのであります。

その一つは、藻類の増殖の問題です。ダムの上流域には三万人が生活し、草津、万座、北軽井沢などの観光地があり、大量の化学肥料や農薬を使う広大な農業があり、五千頭もの牛を飼育する畜産業が営まれています。これらのすべての排水に含まれる大量の栄養塩類―窒素とリンが中心ですが、これがダムに貯留されたら一体どうなることになるのでしょうか。植物プランクトン、藻類が異常増殖を進めてしまい、水質が悪化し、くさい水問題など重大な事態が予想されるわけであります。

さらに、水質の問題では、吾妻川の強酸性の問題があります。現在は草津温泉下流に中和工場と沈殿池、品木ダムを設けて対応していますが、全体の半分程度しか中和されてないと言われていきます。問題は、品木ダムの堆砂率―沈殿物がたまってしまふ、その堆砂率が既に七十二％にまで進んでいることであります。このままいけば、八ッ場ダムが中和生成物の第二の沈殿池になる可能性が極めて大きいのではないのでしょうか。そうなれば、さらなるダムの水質悪化はもろんこと、観光資源として期待されているダム湖の景観はますます異様なものになるに違いありません。

問題点の第三は、川原湯温泉街の移転再建の問題であります。川原湯温泉街のずり上がり方式の再建に成功の可能性があるので

という問題です。特に川原湯温泉街の人々は、ずり上がり方式による温泉街の再建が本当に成功すると考えているのだろうか、こういう重大な疑問が残ります。川原湯温泉の良さは、吾妻溪谷の景観と結びついたひなびた温泉街のたたずまいにあったことは間違いありません。そのような恵まれた条件をすべて失うとしたら、あとは異様な景観を呈する新しいダム湖とともにどのような新温泉街発展の可能性があるのでしょうか。

小寺弘之知事

八ッ場ダムについてであります。

八ッ場ダムは、利根川水系の上流のダム群と相まって、洪水から群馬県及び下流沿川の人々の生活・財産を守るとともに、水源の有効利用として群馬県を含めて首都圏の都市用水を確保するものでございまして、治水及び利水上極めて重要なダムであるというふうに位置づけがなされております。治水対策については、森林などの自然の持つ機能を生かした水源涵養や、ダムによる洪水調整、あるいは堤防整備などが考えられますが、我が国の急峻な地形と下流域に人口、資産が集中していることを考慮すると、ダムは有効な治水対策と考えられております。利根川水系においては吾妻川にダムがなく、この点からも八ッ場ダムの建設が必要と考えられております。また、利水面でもダムは必要な事業というふうにみなされております。

ただ、ダムがすべてではないわけでございまして、御指摘のように、ダムにためてみても二十日で空っぽになるではないか、あるいは三十日しかもたないではないかとおっしゃいますけれども、

逆に言えば、その二十日の水を蓄えることが大事なのでございまして、ダムはそのためにあると言ってもいいわけで、ダムがすべて水を蓄えられると思つたら、それは人間が自然をコントロールできると思うものの少し過剰な自信ではないかと思つております。

砂川孝志土木部長

八ッ場ダム関連につきまして御答弁させていただきます。

ダムの利水容量というのは、自然状態の河川流量と利水としての必要量を比較して、足りない分をダムから補給するためどの程度の容量が必要か、そういう観点から計画されております。河川流量を長期的に観測いたしましたして、開発水量以上の流量があつた時はダムに貯留する。足りないときはダムから補給する。そういうシミュレーションを繰り返し返しましてダムに必要な利水容量を決定しているところでございます。二千五百万立方メートルというのもそういう形で整備されたものというぐあいに聞いております。

次にダム湖の水質につきましてですが、ダム事業者であります建設省は、ダム湖の水質保全対策につきまして、現在、総合的に調査・研究中であります。また、県が所管いたします水特法整備計画事業では、ダム湖への汚濁負荷量流入軽減を図つているところであります。さらに、建設省は富栄養化に影響ある窒素、燐の除去のため、農業集落排水事業や下水道事業につきまして、高度処理施設の建設の費用を負担することとなっております。

また、酸性水の問題ですが、昭和三十八年度に中和工場が完成しまして、吾妻川の水質が大幅に改善され、酸による害が軽減さ

れてきたところであります。

次にダム建設に伴い、全水没する川原湯温泉の現地再建でございますが、県といたしましてもこれは非常に大きな課題の一つだと考えております。川原湯温泉の移転予定地はダムの直上流で、ダムやダム湖を間近に望む場所であり、この地域の古い歴史や文化を生かしたまちづくりへの取り組みによりまして、現地再建は成功すると私は確信しております。

本会議第三日（二月二十五日）

◎一般質問（第一号から第二百二十九号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 秋山 一男

- 1 財政問題について
- 2 出先機関の統合について
- 3 新群馬保健医療計画について
- 4 産業技術センターの開設に向けた取り組みについて
- 5 労働行政の再構築について
- 6 教員の社会体験研修について
- 7 警察行政について
- 8 観光施設事業の経営状況等について

二 公明党 庭山 昌

- 1 新年度予算を通しての本県の将来像について
- 2 教育問題について
- 3 ネットワーク利用犯罪、ストーカー対策について
- 4 環境問題について
- 5 感染症・エイズ対策について
- 6 社会福祉基礎構造改革における利用者保護について
- 7 介護保険の情報提供について
- 8 雇用対策について
- 9 有機農産物等の生産振興について

三 自由民主党 石原 条

- 1 首都機能移転について
 - 2 林業事務所の行政事務所への統合について
 - 3 国民文化祭について
 - 4 コンビニ犯罪の対応について
 - 5 県有施設のパスポートについて
 - 6 私学振興について
 - 7 東南アジア農業留学生について
 - 8 子ども虐待の状況について
 - 9 商工会議所・商工会の指導体制強化について
- 四 フォーラム群馬 塚越 紀一
- 1 教育問題について
 - 2 環境問題について
 - 3 男女共同参画社会について

4 農業・農村の活性化について

5 商工ローンについて

秋山一男議員 ―（略）―

産業技術センターについては、平成六年度に産業総合研究所、こういうことで構想を打ち上げられたんですね。その後幾多の変遷を経まして、中小企業の皆さんに本来に利用されるような施設をつくらうじゃないかと。中小企業の皆さんが独自の技術力をつけたり、あるいは今持っている技術をもっと高度化したりと、そういうことで産業技術センターとしての方がいいんじゃないか、こういうことになったわけであります。過日、その位置も決まりました、前橋に本所、それから東毛地域を管轄とする太田に支所、こういう形で県内に二つ産業技術センターを設置していく、こういうことになったわけですけども、これについては非常に良かったなというふうに思っています。

というのは、群馬県は割と、栃木県と違って、栃木県というのは何でも宇都宮に全部集中しているんですね。教育も文化も行政も、それから商業も工業も産業もすべて宇都宮に集中している。こういうところと群馬県は違いました、いろいろな中心地がいっぱいあると。こういう県のあり方の方がよっぽど地方分権に合っているし、その方がいいというふうに思っています。例えば、前橋は、やはり行政の中心であるし、高崎は交通の中心であるし、太田は産業の中心である、あるいは伊勢崎は何の中心である、あるいは桐生はファッションの中心である、とにかく群馬県じゅうにいろいろな中心地があると。こういう方が、これからの地方分

権の時代にはその方がいい、こういうふうに私は思っているんです。

ですから、そういう意味において、今度、産業技術センターを二つに分けたことは非常に良かったな、こういうふうに思っているわけですけど、そういう中で、これからいよいよセンターが開設になるわけです。前橋は今、新年度予算で設計に入って、これから着工するでしょう。そうなってくると、技術センターは工業試験場を拡大改組したものですけれども、しかし、それでは単に工業試験場を形を変えて建物を例にしたのかどうか、そういうことだけではうまくないと思うんですね。問題は、研究体制がどういうふうになっているのか、あるいは産・学・官の協調ということが言われております。群馬大学を初め立派な大学が近くにあるわけでありますから、そういう大学と連携をとりながら、産・学・官で共同研究なり、共同開発なり、時代に合ったものを開発していく、こういう機能が求められているというふうに思っています。

そこで、センター開設に向けた今後の取り組みとして、特に、とりわけ平成十二年度における工業試験場を中心とした取り組みについてどういう研究体制をとって、どういう研究をしていくのか、そういう総合的なものをひとつお聞きしていきたいというふうに思っています。―（略）―

後藤 新商工労働部長 ―（略）―

産業技術センターの開設に向けた取り組みについてお答え申し上げます。

産業技術センターの本所、東毛の支所、両地区では、センターの開設をにらみ、産業界を核とした企業ニーズをセンターに伝えるための仮称利用促進協議会の組織化が進んでおります。こうした民間の利用施設にありましては、企画段階、建設段階から利用者となるべき企業等と共同で作業を展開していくことが大切であり、今後こうした組織も活用して、積極的に意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、工業試験場における取り組みについてであります。

秋山議員御指摘のとおり、今から段階的・計画的な整備を行い、開設時にはセンター業務がフル稼働できるようにしていく必要があります。そのため、来年度は次の諸点から整備を図ってまいります。

第一は、工業試験場職員の意識改革、レベルアップを含む人材の育成・確保であります。このため、センター整備顧問の中川威雄教授には、来年度からは、内部からの職員のレベルアップ等につきまして、より具体的・直接的な指導をお願いすることとしております。公設の試験研究機関において最も重要なことは、民間から頼りにされる人材の養成であります。新たにセンターへの移行を推進するための責任者を工業試験場に配置し、職員の意識改革の徹底を図りたいと考えております。

第二は、開発研究に向けた試行であります。センターは、実用化を前提とする開発研究に重点を置くこととしており、受託研究は、これまで企業における開発試作品の精度測定等にとどまっておりますが、来年度からは、開発試作品段階からかかわっていくなど、受託研究の充実に努めることといたします。

第三は、開かれたセンター運営に向けた試行であります。来年度からは、工業試験場のすべての機器を中小企業に開放いたします。これまでは、使用が簡易な機器のみを開放してまいりましたが、今後は一定の研修を行った上で、すべての機器を開放いたします。

第四は、秋山議員も力説されました産・学・官の連携拠点に向けた取り組みであります。このうち特に重要な項目は共同研究の促進であります。これまで産・学の参加を得て研究シーズの実用化可能性試験を行ってまいりましたが、来年度以降は、このうち熟度の高い数テーマにつきまして本格的な共同研究を立ち上げることとし、産・学・官の連携拠点としての機能を段階的に高めてまいります。

いづれにいたしましても、センターの整備に当たっては、広く産業界や学界などから意見を拝聴しつつ、段階的・計画的に整備を進めていくことが肝要であります。全国的に地方公設試験場のあり方が議論されている中、群馬県のセンターは違う、よくやっている」と高い評価をいただけるような全国に誇り得るセンター、真に中小企業の役に立つセンターを目指して、着実に、かつ全力でその整備を図ってまいりたいと考えております。――(略)――

◎休会の議決

二月二十八日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（二月二十九日）

◎一般質問（第一号から第二百二十九号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑並びに一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 安樂岡 一 雄

- 1 資源循環型社会の構築について
- 2 「一郷一学」の取組状況と今後の進め方について
- 3 元気な地域づくりについて
- 4 介護保険と低所得者対策について
- 5 地域人材育成総合プロジェクト事業について
- 6 広葉樹の森整備について
- 7 少年非行をなくすための環境浄化について
- 8 地元問題について

二 日本共産党県議団 金子 賢

- 1 中小企業支援の抜本的強化について
- 2 リストラ規制と雇用対策について
- 3 桐生市菱町の産廃不法投棄の現状回復について
- 4 警察行政について

三 自由民主党 田所 三千男

- 1 過疎対策新法について
- 2 動物愛護行政における民間機関やボランティアの活用について
- 3 野生鳥獣に対する県の方針について

4 木質未利用資源の有効活用について

5 平成十二年三月新規学校卒業予定者の就職内定状況とその対策について

6 青少年のボランティア活動の促進について

7 電気事業の状況について

8 地元問題について

四 友翔クラブ 吉川 真由美

1 男女共同参画社会の推進について

2 県税の滞納額とその圧縮策について

3 保健福祉分野における情報化の取り組みについて

4 県民の生涯学習支援策について

5 中心市街地活性化に関する市町村の取り組み状況と県の対応について

6 選挙公報の発行について

五 自由民主党 久保田 順一郎

1 創業・開業促進の取り組みについて

2 産学官連携に対する基本的考え方と今後の推進について

3 県ホームページの利用環境の整備について

4 県庁情報通信ネットワークの活用について

5 ダイオキシン類調査について

6 木材の利用技術開発に対する林業試験場の取り組みについて

7 警察の死体の取扱い状況について

8 地元問題について

吉川真由美議員―(略)―

女性が参政権を得て、その権利を行使してから五十四年がたとうとしています。戦後の荒廃の中で政治に参加するという人としての基本的な権利を得るために全力で立ち向かった人に敬意を表し、心新たに男女共同参画社会の推進に関する問題から、順次質問させていただきます。

昨年六月には、男女共同参画社会基本法が制定、施行され、本年四月からの介護保険法の施行とあわせ、今まで女性の問題とされてきたものが広く社会の問題として認識されることに大きな期待を寄せているところでございます。本県においては、平成五年に行動計画となる新ぐんま女性プランが策定され、審議会などへの女性登用率については、二十から二十五%という数値目標を掲げる自治体も多い中、ナイロビの世界大会での国際目標を念頭に、あえて三十%程度という高い目標を設定されました県当局の御判断と目標達成にかける熱意に心から敬意を表します。

その新ぐんま女性プランも策定から七年が経過し、いよいよ最終年度を迎えようとしております。プランの目標達成にはなお一層の御努力が必要かと思われしますが、本県としてはどのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

少子・高齢化の進展の中で社会を支えていく労働力の高齢化、減少が問題となっておりますが、女性の社会参画を進めることは少子・高齢社会が抱えるさまざまな問題を解く一つの重要なかぎであると思えます。基本法には、都道府県の男女共同参画社会推

進に対する責務が明記されております。

知事は、昨年の選挙に際し、男女共同参画社会の実現を二十一世紀に向けて二十一の政策の中の六番目に掲げておられます。二十一世紀の元気な群馬をつくるため、今後どのようにこの問題と取り組んでいくのか、小寺知事の御所見をお伺いいたします。

―(略)―

小寺弘之知事―(略)―

男女共同参画社会を推進するためにどのような考えを持っていくかという御質問でございます。

人間の社会は女性と男性がそれぞれの特徴を生かしてお互い協力しながら家庭をつくり、世の中をつくっていくわけでございます。これが望ましい姿でございます。これからますますそういう方向に向かって、すべての人が協力してそういう社会を実現してまいりたいと思っております。もともと男性と女性は相協力して生きてきたわけでございますが、社会の歴史とともに、そのときの社会構造とか経済の仕組みとか、そういうものによって少し男性の力が強い時代もあったし、また女性の力が強い時代もあったわけでございます。

ここに来まして、日本の国も豊かになり、そして環境問題でありますとか、消費者の問題でありますとか、福祉であるとか、教育であるとか、あるいは文化のことであるとか、そういった幅広い、狭い意味の経済の問題じゃない世の中、価値がたくさんあるような、そういう社会になってきたわけでありまして、こういう時代にこそ男性と女性がそれぞれの特徴を生かしながら新しい社

会をつくっていくのにふさわしい時代が到来しているのではないかと私は思っております。

群馬県でも、平成五年三月に新ぐんま女性プランを作成いたしました。行動目標として男女平等意識の確立や男女共同参画による社会づくり等を挙げてその実現を目指して、いろいろな施策を進めているところでございます。御質問の中に取りました県の各種審議会への女性の参画でございます。これも一生懸命その方向で進めております。

また、県の行政委員会、選挙管理委員会でございますが、教育委員会でありませつか、いろいろなそういった行政委員会がございますが、これについては昨年の十二月議会で県議会の選挙という形で選挙管理委員が選ばれましたが、これは全く男性、女性半分半分の選挙結果でございました。また、県のいろいろな財政、決算など経理状況を監査する代表監査委員は、全国でもまれでございますが、女性が就任しておりますし、教育委員会にも女性が就任しているというところで、群馬県は行政委員会の女性参画率は多い方から数えて全国四位だそうでございます。

また、そのほかの各種の審議会等につきましても、各部局の方で積極的に女性の有識者の登用を図っております。その参画率は急速に上位にランクされるようになってきているというところでございます。

このようにして、女性の参画率を向上させて、理想とする男女が共同して世の中をつくっていくというような社会を実現してまいります。このことは、行政の面で一生懸命やることはもちろんでございますが、これは行政だけではなくて、一般の

家庭、地域社会、学校、企業、そのほかの団体すべての人々がこういった認識を持って取り組んでいくことが大事ではないかと思っております。

そういうことで一生懸命取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本会議第五日（三月一日）

◎一般質問（第一号から第二百二十九号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子 一郎

1 サイクリングロード・ネットワーク計画と自転車利用環境整備モデル都市について

2 中山間地域等直接支払制度について

3 産業廃棄物の適正処理対策について

4 治山事業の推進と県民への啓発について

5 バス対策について

6 学校における部活動等の安全対策について

7 地元問題について

二 碓氷クラブ 岩井 均

1 地域の伝統・文化の振興について

2 風力発電について

- 3 次期県障害者計画の考え方について
- 4 ごみの分別収集とリサイクルの推進について
- 5 地元問題について

三 自由民主党 須藤 昭 男

- 1 少子化対策について
- 2 子どもの読書活動支援について
- 3 二〇〇〇年国勢調査の実施について
- 4 知的障害者の地域生活の支援について
- 5 農業災害対策の充実にについて
- 6 特許の活用促進に向けた取り組みについて
- 7 暴走族取締りの状況と対策について
- 8 地元問題について

四 自由民主党 岡田 義弘

- 1 地方消費税の滞納について
- 2 「新・群馬県高齢者保健福祉計画」について
- 3 高等学校における新学習指導要領の移行措置への対応について
- 4 NPOの普及啓発と振興について
- 5 県立二葉高等養護学校の開校について
- 6 蚕糸振興対策について
- 7 畜産環境対策について
- 8 しいたけ栽培の振興について

須藤昭男議員

次に、子供の読書活動支援についてお伺いいたします。

近年、子供たちをめぐる問題は大変深刻化しており、校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子供たちの非行による事件が相次いでおります。これは、子供たちが本来子供のころに体験すべき遊び、自然の中での活動、家庭での手伝いなど、さまざまな自然体験、生活体験が不足し、体験の中で生まれる思いやりの心や正義感、倫理観が子供たちに備わりにくくなっていることも事実であると思われまます。子供の本離れ、読書週間の欠如も大きな問題であろうと思っております。

子供の読書離れが進んで子供の遊びはテレビやファミコンが中心となり、目の前に映像がすぐ映し出されるため、想像力がかき立てられることもなく、また、テレビゲームなどにより空想の世界に入り込んで現実との区別のつかない子供が増えており、深刻な問題となっております。本来、子供にとって読書は想像力や考える週間を身につけ、豊かな感性や情緒、そして思いやりのある心をはぐくむ上で、大切な営みであり、人として生きる力をはぐくむのに欠かせないものであると考えます。

物質的には何不自由ない世の中に心の成長が追いつかない我が国の子供を憂い、昨年国会においてこの読書の持つはかり知れない価値を認識して、国を挙げて子供たちの読書活動を支援するため、平成十二年を子ども読書年とする旨を決議し、さまざまな施策が展開されると聞いています。二十一世紀をたくましく生きる子供たちを育てるため、心の教育を進める上で、本県においても子ども読書年を契機に、子供たちに読書の楽しみ方を伝え、読書

活動を活発にしていくな必要があると考えますが、県教育委員会として、どのように施策を進めていこうとしているのか、教育長にお伺いいたします。

関根正喜教育長―(略)―

子供の読書活動支援についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、読書は人々が生きる上で時に道しるべになったり、日々の生活の友となったり、欠かすことのできないものであります。特に、成長期の子供にとっては、人格形成から将来の生き方まで影響を与える重要なものであります。しかし、現在、全国的な調査では、月に一冊の本も読まない小学生が一一%、中学生、高校生に至ってはそれぞれ四八%、六二%となっているなど、読書離れが顕著になっております。

このため、県教育委員会では、平成十二年の子どもの読書年を契機にいたしまして、県内の小中学生に読書を積極的に進め、あわせて親子で読書や話し合いを活発にして心の教育を推進するために、子供たちに読んで欲しい本二〇〇冊を選び、これを参考に小学校五年生から中学校三年生までの五年間に月一冊の計六十冊読む運動、本との出会い二〇〇プランというふうに一応名付けておりますが、これを展開することとしております。

この運動の推進に当たっては、県民の皆さんから子供たちに読ませたい本を募集しながら、小中学校の教員や読み聞かせボランティア、有識者などで構成する委員会にて二〇〇冊を選定いたしまして、それを紹介した冊子を作成し、小学校五年生から中学校三年生までの全員に配布して、それぞれの子供たちの読書の指針と

してもらおうこととして、関連予算につままして今議会にお願いしておるところであります。

また、この運動の中で県立図書館など公立図書館と学校図書館の連携・協力、読み聞かせボランティアの活用などを図りまして、子供たちの読書活動を支援する考えであります。

また、子供たちに読書の楽しさを感じてもらうには、読書をしてみたくなる人的・物的な環境の整備も必要であると考えております。県立図書館における読み聞かせボランティアの養成講座も参加者が年々増えており、最近になって群馬県読み聞かせグループ連絡協議会が設立されたところでもあります。今後、これら読み聞かせボランティアグループとの連携を密接にしながら、その活動が広がり、より多くの子供たちに読書の楽しさを伝えていくことを期待しております。

また、学校における読書活動については、学校図書館の積極的な活用や読書活動の活性化のために小中学校を実践協力校などに指定して、児童・生徒が意欲的に読書に親しめるように学校図書館の館内環境整備や司書教諭が学校の中で果たす役割についての実践的な研究を進めているところでもあります。

このように、県教育委員会としては家庭・学校・地域の図書館、ボランティアなどと連携して子供の読書活動の一層の推進に努めていきたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第二百二十九号議案及び承第一号については、それぞれの所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月二日と三日は委員会審査等のため本会議を休会とする
ことに決定

本会議第六日（三月六日）

◎第九十七号から第二百二十九号までの各議案及び承第一号を議題
とした委員長報告

中沢丈一保健福祉常任委員長、石原 条環境土木常任委員長、
南波和憲農林常任委員長、腰塚 誠産業経済常任委員長、小林
義康文教治安常任委員長、金子泰造総務企画常任委員長から、
それぞれの委員会における審査の経過と結果について報告があ
った。

○中沢丈一保健福祉常任委員長（概要）

最初に、本年四月に施行される介護保険制度について、介護支
援専門員が要介護者の状況把握を行うアセスメントの方式が六方
式あるが、群馬県として方式を統一できないか質されたのをはじ
め、介護サービス計画の作成が三月中に間に合うか、また、遅れ
た場合、介護サービスは提供されるのかなど、さまざまな角度か
ら質疑が交わされました。

次に、保育施設対策の補正予算について、県の詳細な説明が求
められるとともに、待機児童の状況などについて質疑されました。

次に、母子福祉制度の広報や周知などについて、県及び市町村
ではどのように行われているか説明が求められました。

続いて、西吾妻地域の病院建設問題について、建設後の経営問
題や地域医療振興協会、地元町村で負担する経営委託費などに
ついて質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案は、委員長報告のとおり可決及び承認

◎休会の議決

三月七日から十日及び十三日から十五日までは、委員会審査
等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第七日（三月十六日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第三百三十号議案 教育委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、教育委員会委員の選任についてであります。

これは、さきの十二月定例県議会において、群馬県教育委員会委員の定数の特例に関する条例が議決され、従来、委員の数が五人でありましたものが六人と定められたものでございます。そのことに伴いまして、新たに高井健二氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

第三百三十号議案は原案に同意することに決定

◎第一号から第九十六号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

中沢丈一保健福祉常任委員長、石原 条環境農林常任委員長、南波和憲農林常任委員長、腰塚 誠産業経済常任委員長、小林義康文教治安常任委員長、金子泰造総務企画常任委員長、原富夫こども未来特別副委員長、青木秋夫高齢・くらし特別委員長、時吉敏郎景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○金子泰造総務企画常任委員長（概要）

最初に、企画部関係であります。交通政策関連では、平成十三年度中に実施されるバスの規制緩和に伴う従業員の労働条件や

需給調整規制廃止後にバス路線が廃止された場合等に設置される地域協議会、さらに市町村乗り合いバスの広域路線等について質疑があったほか、公共交通機関のバリアフリー化、四月から着用品が義務づけられるチャイルドシートについての市町村の対応、航空振興公社に関する経営内容について論議がなされました。

次に、総務部関係であります。質疑に入る前に、事務事業評価の見直し、財政シート、県立女子大学外国語教育研究所設置構想案及び外形標準課税について、それぞれ関係課長から説明が行われました。

続いて行われた質疑では、まず地方分権に関連して、地方分権推進委員会における知事の発言内容、市町村の合併推進に関する要綱の作成時期、市町村合併に対する支援策、地方分権推進一括法に基づく市町村の条例改正等について質疑がありました。

予算関連では、事務事業の見直しとその成果の県民への周知、平成十二年度の県税収入の算定、地方税減収に対する交付税措置などについて県の考え方が質されました。

広報関係では、公文書開示請求において不服審査中に公文書が廃棄されたことについて取り上げられたほか、北方領土問題に対する県の広報について質疑がありました。

防災関係では、吉井弾薬支処のミサイル保管問題、陸上自衛隊第十二師団のヘリ旅団化、米軍機の低空飛行による爆音問題、また、行政改革関連では、出先機関の統合とそれに伴う職員の削減数、さらに県が関与する公社・事業団数について質疑がありました。

○青木秋夫高齡・くらし特別委員長（概要）

最初に、男女共同参画社会及びボランティアに関して、どのような考えで取り組んでいるのか、県の基本姿勢や意気込みについて質疑がありました。

次に、男女共同参画社会の実現に関連して、母性についてどのように考えているのか、制度や法律上における男女差別の有無、ハード面の整備に関しての不都合な点等について幅広く質疑がありました。また、制度や法律の問題だけでなく、歴史や潜在的な人間の意識を踏まえて、男性と女性との関係等について論議されるとともに、男女は対極の関係でなく、補完的な関係にあるという視点で男女共同参画社会の実現に向けて事業を推進してほしい旨の要望がありました。

続いて、ボランティア関係では、ボランティア活動の普及・啓発及び群馬県民のボランティア活動への参加意識の実情についてそれぞれ質疑がありました。

次に、NPO関連で、事業委託を含めた行政とNPOとのかわり、NPO法人への公的支援の現状、非営利ということから生じる法人としての制限、NPO活動支援整備資金の利用実績、NPO法の特定非営利活動の推進、支援のための税制関係の見直しの進捗状況等についてさまざまな角度から質疑されるとともに、NPOの成長・発展のために公的な支援をしてほしい旨の要望がありました。

また、道普請型ぐんまクリーン大作戦の登録団体に対する奨励金の交付基準、交付実績、今後の事業予定等とあわせて、ラブリバーシステムについて質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団	早川昌枝	一部反対の討論
自由民主党	矢口昇	賛成討論
フォーラム群馬	境野貞夫	賛成討論
公明党	小島明人	賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第一号議案 アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書
議第二号議案 森林・林業・木材産業の基本政策の確立に関する意見書

議第三号議案 県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法改正を求める意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

二 知事提出議案百三十一件（うち可決百三十一件）
議員提出議案三件（うち可決三件）
請願の審査状況

請願七十五件（うち採択十一件、一部採択六件、継続審査五十八件）